

第 5 章 目標の実現に向けた個別施策の展開



第5章 目標の実現に向けた個別施策の展開

基本目標1 子どもが自己肯定感と幸福感を抱ける環境の充実



基本施策	具体的施策	指標	掲載 頁	所管課
(1)次代の親の育成	中学生・高校生の乳幼児とのふれあい機会の推進 ▲		87	子育て総合支援センター・こども政策課・企画総務課(教委)
	小学校男女共同参画学習の推進		87	市民協働推進課
(2)学校の教育環境等の整備	個性を活かし能力を育む教育の推進		87	学校教育課(教委)
	情報化や国際化に対応した教育の推進		88	学校教育課(教委)
	心の教育の推進		88	学校教育課(教委)
	地域とともにある学校づくりの推進		89	学校教育課(教委)
	認定こども園、幼稚園、保育所、小学校との連携の推進		89	こども政策課・学校教育課(教委)
	幼稚園（私学助成）に対する補助事業の実施		89	こども政策課
(3)家庭や地域の教育力の向上	家庭教育に関する多様な学習機会の充実		90	生涯学習課(教委)
	市の子育て出前講座の開催		90	母子保健課・こども家庭課・子育て総合支援センターほか
	学校支援地域本部事業の実施		90	生涯学習課(教委)
	青少年の多様な体験活動機会の充実	○	91	生涯学習課(教委)
	読書環境の整備		91	文化施設課(教委)
	スポーツ活動の推進		91	スポーツ振興課
	子どもを取り巻く有害環境対策の推進		92	青少年課(教委)
	食育の推進 ▲		92	健康づくり課・母子保健課

基本施策	具体的施策	指標	掲載 頁	所管課
(4)子どもが健やかに 育まれる環境の 充実	子どもの権利を守るための環境づくり		93	市民生活課
	北陽小学校分離校新設に伴う児童館・学童クラブの整備 ★ ☆		93	子育て総合支援 センター
	学童クラブ事業の推進		94	子育て総合支援 センター
	児童館事業の推進		94	子育て総合支援 センター
	「ランドセル来館」事業の推進	○	95	子育て総合支援 センター
	「放課後子ども教室」の推進		95	生涯学習課(教委)
	「中高生タイム」の推進 ▲		95	子育て総合支援 センター
	学校体育施設の活用		96	スポーツ振興課
	青少年会館の運営		96	文化施設課(教委)
	青少年指導センター活動の充実		96	青少年課(教委)
	こども食堂応援事業の推進 ▲		97	こども家庭課
(5)学童期・思春期 から成人期に向けた 保健対策の充実	性に関する健康教育の推進		97	母子保健課
	性教育の推進		98	学校教育課(教委)
	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進		98	学校教育課(教委)
	こころの健康の推進		98	健康づくり課

「具体的施策」欄の ☆ は『主要施策』、★ は『新規事業』、▲ は「千歳市子ども・子育て会議」からの意見、○ は「千歳市子育てママ応援会議」からの意見を反映させたもの

(1) 次代の親の育成

中学生・高校生の乳幼児とのふれあい機会の推進 ▲

これまでの成果と課題

次代の親となる中学生・高校生が乳幼児やその家族とふれあい、交流する機会を持つことにより、将来、子どもを生み育てることへの意義や命の大切さについて考えるきっかけとなるよう、「いいお産の日 in ちとせ」や児童館まつりなどの行事を通じ、交流を推進しています。

今後の取組

中学生・高校生が乳幼児及びその家族とふれあう取組について、学校と連携して進めます。

小学校男女共同参画学習の推進

これまでの成果と課題

次代を担う子どもたちが、性別による固定的役割分担にとらわれず、個性や能力を発揮して様々な活動に参加することができるよう、児童期からの男女共同参画意識の向上を図る取組として、市内の小学6年生を対象に男女共同参画学習資料を配布するほか、標語コンクールを実施しています。

また、標語コンクールの受賞作品については、男女共同参画意識の醸成を図るため、広く市民に周知しています。

今後の取組

男女共同参画学習資料を標語コンクールの応募時に配布することにより、効果的に意識啓発を図ることができるため、今後も継続して実施します。

(2) 学校の教育環境等の整備

個性を活かし能力を育む教育の推進

これまでの成果と課題

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒の生きる力を育むことを目指した取組を行っています。

今後の取組

創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらの活用に当たって必要な思考力、判断力、表現力、そのほかの能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個人の価値を尊重しながら自主・自立の精神を育む教育を推進します。

情報化や国際化に対応した教育の推進

これまでの成果と課題

今後、ますます進む高度情報化の中で、主体的に課題を解決できる情報活用能力と、国際社会の一員として異文化を理解しコミュニケーションを図り、自らの考えや意見を適切に伝える能力が身に付くよう国際理解教育の充実が求められています。

今後の取組

情報活用能力の向上のため、様々な教科で情報機器を活用した授業の工夫に努めるとともに、千歳科学技術大学と連携し、eラーニングシステムを活用した家庭学習（eカレッジ）の普及やプログラミング学習の充実のための取組を進めます。国際社会において主体的に行動できる資質・能力を育成するため、自国の歴史や文化・伝統とともに、諸外国の文化、習慣等について理解を深め、異なる文化や生活習慣を持つ人と協調して生きていく態度を培うため、総合的な学習の時間等における外国の文化や生活に触れる取組や、姉妹都市アンカレジ市のサンドレイク小学校やミアーズ中学校との相互訪問交流を支援し、国際理解教育の充実を図ります。

心の教育の推進

これまでの成果と課題

社会生活を送る上での基本的な生活習慣や規範意識、自分の生命の尊重、自尊感情や思いやりの心など生活や学習の基盤となる道徳性を養うとともに、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。学校では、すべての教育活動で道徳教育を推進するとともに、その要となる道徳科の指導を工夫したり、家庭や地域と連携しながら、道徳用教材を活用し、人間尊重の精神や思いやりの心など豊かな心を育むよう効果的な学習を進める必要があります。

今後の取組

学校が、家庭や地域と連携し、「道徳科」の授業公開や人権擁護委員等による人権教室の開催、地域の人材等による体験を生かした指導過程の工夫などにより、規範意識や生命尊重、思いやりの心を育むとともに、社会性や人間性を育む道徳教育の充実を図ります。

地域とともにある学校づくりの推進

これまでの成果と課題

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が必要です。

今後の取組

学校と地域がパートナーとして連携・協働して取組を進めていくためには、学校と地域住民が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要であることから、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）を推進し地域と一体となった特色ある学校づくりを進めます。

認定こども園、幼稚園、保育所、小学校との連携の推進

これまでの成果と課題

小学校では、入学したばかりの1年生が「集団行動がとれない」、「授業中に座ってられない」、「先生の話听不懂」などの小1プロブレムが課題となっています。小学校がこの問題に対応するためには、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校が相互に連絡を図り、積極的な交流を深めることを通じて連携する、連続性のある教育活動の充実が必要です。

今後の取組

認定こども園、幼稚園、保育所等の幼児教育・保育施設と小学校においては、障がいのある子の自立と社会参加の推進に取り組む研修会の開催や、小学校教諭と保育教諭等との懇談会の開催など、子どもの成長に関する情報を共有するほか、幼児教育・保育施設に通う子どもが小学校を見学するなど、未就学の子と小学生との交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に就学できるよう取組を進めるとともに、幼稚園などを含めた施設間での指導のあり方についての共通理解などを通じて、連続性のある教育活動の充実を図ります。

幼稚園（私学助成）に対する補助事業の実施

これまでの成果と課題

幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、幼稚園教育がその後の学校教育全体の生活や学習の基盤となることから、その役割は非常に大きなものがあります。

これらの観点から、幼稚園教育の振興を図るため、市内の幼稚園（私学助成）に対して光熱水費の一部を補助しています。

今後の取組

幼稚園（私学助成）に対する補助事業を通じて、充実した教育環境の整備が図られるよう、今後も効果的な事業の実施に努めます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育に関する多様な学習機会の充実

これまでの成果と課題

子育て中の保護者をはじめ、幅広い世代の方に対して家庭や地域の教育力向上を図るため、様々な学習機会を提供しています。未就学児の母親を対象に、子どもの発達段階に応じた育児知識の習得と情報交換の場を提供することを目的とした「ママさん教室」や、地域住民などの幅広い世代に対して家庭教育への関心を高めてもらうことを目的とした「家庭教育セミナー」、家庭教育に関する男性の意識向上を目指す「男性の子育て講座」を開催しています。

今後の取組

市民ニーズを把握し、事業内容等の見直しを行いながら、子育てに関わる家庭教育支援のさらなる充実を図ります。

市の子育て出前講座の開催

これまでの成果と課題

子育てサークルや市民団体などが自ら取り組む、子育てに関する学習活動などを支援するため、子育て支援センターが実施する「あそぶの大好き！」をはじめ、市の関係部局において、子育てに関する幅広いメニューの出前講座を実施しています。

今後の取組

引き続き子育てに関する自主的な学習活動を促進するため、各出前講座内容の工夫に努めるほか、家庭や地域の教育力向上を図ります。

学校支援地域本部事業の実施

これまでの成果と課題

学校・家庭・地域が一体となって「地域ぐるみで子どもを育てる」体制づくりを行い、地域住民が学校のニーズに応じて支援する事業です。

地域の学校に対する関心が高まり、子どもたちとともに学ぶ環境づくりや地域ぐるみで子どもを見守り、子どもが安全に育つ安心な地域づくりが推進される一方で、学校支援ボランティアの高齢化、多様化する学校からのニーズに対応するため、幅広い世代にボランティアの募集を行い、体制の強化を図る必要があります。

今後の取組

学校と地域の現状を理解する「地域コーディネーター」の調整により、地域住民が授業支援や環境整備支援など、学校のニーズと地域の実情に応じた学校運営の支援を実施します。

また、支援対象校の要請に応じ、教育活動推進員による放課後等における学習や体験、交流活動等に関するプログラムを実施し、児童生徒に多様な学習機会を提供します。

青少年の多様な体験活動機会の充実

これまでの成果と課題

子どもに多様な体験学習の機会を提供するとともに、子どもの地域活動を支える「子ども活動支援ボランティア」と協力を図り、「チャレンジ教室」や依頼により活動する「子どもチャレンジ教室出前講座」を開催しています。

今後の取組

引き続き、子どもに多様な体験学習の機会を提供するとともに、地域での子どもの健全育成を支援する人材の育成、活用の充実に努めます。

読書環境の整備

これまでの成果と課題

子どもの読書体験は、豊かな心と言語力や理解力を育む有効な手段といわれていますが、ゲーム機やインターネットの普及などにより、家庭での読書の機会が減少してきているといわれています。

また、ライフスタイルが多様化した反面、親の読書離れも進んでいることから、子どもが読書の素晴らしさに触れる機会はますます少なくなっています。

今後の取組

「千歳市子どもの読書活動推進計画」に基づき、読書手帳の配布やブックスタート事業などの実施により、親子が様々な場や機会を通じて読書に親しみ、楽しめる環境づくりや、親子読書の啓発に努めます。

スポーツ活動の推進

これまでの成果と課題

スポーツを通じて健康で心豊かなライフスタイルを築くスポーツ活動の推進を図り、健康づくりや体力増進に関する市民意識を啓発するとともに、スポーツ活動を支援する指導者や団体の育成に努め、千歳市体育協会等と連携して未就学児や小中学生等を対象とした各種スポーツイベント・スポーツ教室を開催しています。

今後の取組

今後も指導者や団体の育成に努めるとともに、各種スポーツイベント・スポーツ教室を開催することにより、子どもから大人まで楽しめるスポーツ活動を推進します。

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

これまでの成果と課題

青少年を取り巻く環境の健全化のため、有害興行・図書類などの有害環境への対策を図るとともに、スマートフォン等の利用増加に伴う、誹謗中傷・脅迫行為・いじめに発展するケースや性犯罪・ストーカー被害、不当請求・高額課金トラブル、個人情報の漏えい等のネットトラブルについて、対応を検討する必要があります。

今後の取組

関係機関や地域住民との連携を図り、有害図書類について定期的な巡回調査・指導を継続して実施することにより、有害環境対策の推進を図ります。

また、ネットトラブルに対応するため、青少年の健全なスマートフォン等の利用について、啓発を図ります。

食育の推進 ▲

これまでの成果と課題

近年、食に対する価値観や生活スタイルの多様化などにより、食を取り巻く環境が大きく変化し、不規則な食事や朝食の欠食、偏った食生活による肥満や生活習慣病の増加、若い女性の痩身志向など、健康面での問題が生じています。

これまでの取組により、「食」への関心や理解が広がっていますが、引き続き食を通して健やかな暮らしの実現を目指して食育推進を図ります。

今後の取組

食育に関する知識の習得や活動への関心を高めるため、ライフステージごとに関係機関と連携協力し、幼児や小学生を対象にした調理体験教室、食農体験、食育パネル展や講演会などを実施します。

(4) 子どもが健やかに育まれる環境の充実

子どもの権利を守るための環境づくり

これまでの成果と課題

1989 年に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」は、子どもも権利を行使する一人の人間として認め守ることを社会全体に求め、子どもが生まれながらにして持っている権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）を国際的に保障しています。

子どもの権利を実現し、守るためには、子どもが心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在と認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境づくりが必要です。

今後の取組

引き続き、次代を担う子どもが、自らの命の大切さや尊さに気づき、他人への思いやりの心が育まれるように、人権擁護委員が講師となって、ビデオや絵本等の教材を活用しながら、いじめ等の人権問題について考える機会を作る「人権教室」に取り組みます。

また、花の種子や球根などを協力して育てることによって生命の尊さを実感しながら、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心が育まれるように、人権擁護委員が小中学校を訪問して「人権の花運動」を実施します。

北陽小学校分離校新設に伴う児童館・学童クラブの整備 ★ ☆

これまでの成果と課題

北陽小学校分離校の新設に伴い、分離校区における放課後や学校休業日の安心・安全な居場所の確保が課題となっています。

また、同地区については子育て世帯が多いことから、乳幼児親子への子育て支援の場についても必要とされています。

今後の取組

令和 4 年度の北陽小学校分離校新設に併せ、新たに学童クラブを併設した児童館を整備します。

学童クラブ事業の推進

これまでの成果と課題

放課後等に保護者が就労などで留守家庭となる小学生に、適切な遊びや生活の場を提供することを目的として、市内に 17 か所の児童クラブを設置しています。

今後の取組

令和 3 年度から、学童クラブの運営の一部を民間事業者に委託することを検討し、多様化する市民ニーズへの対応と児童の安心・安全な居場所の一層の質的向上を図ります。

また、令和 4 年度の北陽小学校分離校新設に併せ、新たに整備する児童館内に学童クラブを新設します。

児童館事業の推進

これまでの成果と課題

18 歳未満のすべての子どもを対象とし、遊びや生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的に、市内に単館 7 館、子育て支援センター併設 2 館、民間事業者への委託による実施 1 館、合計 10 館を設置しています。

建設から 10 年以上経過している施設も多いことから、計画的な修繕を行いながら、安全に施設を運営する必要があります。

今後の取組

令和 3 年度から、児童館の運営の一部を民間事業者に委託することを検討し、多様化する市民ニーズへの対応と児童の安心・安全な居場所の一層の質的向上、子育て世帯への支援の充実を図ります。

また、令和 4 年度の北陽小学校分離校新設に併せ、みどり台地区に学童クラブ併設の児童館を整備し、その後は、小学校児童数や地域状況を勘案の上、必要に応じて児童館の整備を検討するとともに、既存の施設については計画的な修繕を行い、施設の安全な運営に努めます。

「ランドセル来館」事業の推進

これまでの成果と課題

小学生を対象に、保護者が就労や病気などの理由で留守家庭となる場合に、学校からランドセルを背負ったまま児童館に来館することができる登録制の事業です。

現在は 10 か所の児童館全館で実施しています。

また、ランドセル来館は、学童クラブの待機児童解消策として、平成 26 年度から導入していますが、学童クラブの定員拡大等により、待機児童の解消が図られてきた現在においても、ランドセル来館の利用児童数は増加しています。

今後の取組

令和 4 年度の北陽小学校分離校新設に併せ、新設する児童館においてもランドセル来館を実施し、引き続き安心・安全な放課後等の居場所の提供を実施します。

また、ランドセル来館を利用する児童には、学童クラブの利用要件を満たす児童もいることから、ランドセル来館の利用要件の見直しなどについて検討します。

「放課後子ども教室」の推進

これまでの成果と課題

放課後子ども教室を実施し、地域住民の参画を得て小学校施設を活用しながら、学習やスポーツ・文化体験活動など、様々な活動を行いました。

今後の取組

児童館未設置校区を対象に、放課後における児童の安心・安全な活動拠点を提供するとともに、様々な体験・活動プログラムを提供します。

「中高生タイム」の推進 ▲

これまでの成果と課題

中高生の放課後の居場所として、児童館において、17 時 30 分から 18 時 30 分を中高生の専用時間「中高生タイム」としています。

地域や学校により利用状況に差があることから、積極的な周知を行うほか、中高生が集まりやすい環境を整えることが必要です。

今後の取組

児童館は中高生も気軽に利用できる場であることを周知し、利用の促進に向けた取組に努めます。

学校体育施設の活用

これまでの成果と課題

放課後の幼児及び児童の安全な遊び場や、青少年スポーツ団体、個人に対するスポーツ振興のための場所として、小中学校の体育館、校庭やプール施設を、学校教育に支障のない範囲で、一般市民等に開放しています。

また、土曜日の午前中は地域開放として体育館・校庭の開放を行っています。

今後の取組

今後も学校体育施設は地域の共通財産という考え方に立って開放し、市民が気軽に利用しやすい効率的な管理運営に努めます。

青少年会館の運営

これまでの成果と課題

青少年会館は、青少年の心身の健全な発達を促し、地域における青少年活動の振興を図るため、スポーツ少年団などの活動に利用されています。

今後の取組

青少年会館を活用し、同じ世代の仲間とのスポーツ活動などを通じて連帯感や協調性、責任感などを養う場として、千歳市の未来を担う青少年の育成を図ります。

青少年指導センター活動の充実

これまでの成果と課題

青少年の健やかな成長と非行の未然防止を目指し、青少年指導センターでは専門指導員、青少年指導員を配置し、関係機関・団体、市民ボランティア等との連携を図りながら、巡回指導や小学校における地区内育成ふれあい活動などを行っています。

また、電話や面談などにより青少年や保護者から悩み事の相談を受け、解決に向けての支援をしています。

青少年を取り巻く環境の浄化や健全育成については、日常的に青少年とふれあう機会を設けることで、非行や問題行動の早期発見と未然防止を図る必要があります。

今後の取組

今後も青少年が非行などの問題行動を起こさないよう専門指導員、青少年指導員を配置し、関係機関・団体、ボランティア等との連携を図りながら、巡回指導や小学校における地区内育成ふれあい活動などを通して、青少年の健全育成を図ります。

こども食堂応援事業の推進 ▲

これまでの成果と課題

現在、こども食堂は市内3運営者が開設しており、食事の場としてだけでなく、「食」を通じたコミュニティの場としての役割を担っています。

本市は、これまでフォーラムや広報等でこども食堂の周知を行っていますが、運営者側としては安定的な継続運営などの課題があります。

今後の取組

「こども食堂ネットワーク会議」を開催し、こども食堂運営者や、こども食堂への支援者等と情報交換するとともに、こども食堂に関する様々な情報提供をはじめ、企業・団体・個人から寄付の申し出があった際の仲介、こども食堂の開催場所としてコミュニティセンター利用について調整するなどの支援に努めます。

併せて、地域子どもたちがこども食堂を利用できるよう、こども食堂の新規開設にむけた相談支援に努めます。

(5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

性に関する健康教育の推進

これまでの成果と課題

予期しない妊娠の防止や性感染症の予防など、正しい知識の啓発は思春期から働きかける必要があります。また、結婚、妊娠、育児についての心構えなど、生活を通して少しずつ準備をしていくことが重要です。そのため、小中学生、保護者を対象とした出前講座や講演会を実施しています。

出前講座では、それぞれの年齢に合わせた性教育の内容を検討し、心身の成長や性に関する内容のほか、DVの予防を念頭に、相手を尊重すること等の内容も取り入れて実施しています。また、事後アンケートを実施して内容の充実に努めています。

今後の取組

学校と連携した体制のもと、今後も出前講座や講演会を実施し、予期しない妊娠を防ぐことやDVの防止についての啓発活動に努めます。

性教育の推進

これまでの成果と課題

性に対する意識や価値観が多様化するとともに、インターネットや携帯電話の普及に伴い性に関する情報が氾濫し、性感染症や人工妊娠中絶など、性に関する問題が深刻化しており、児童生徒への発達段階に応じた性教育などの健康教育の充実が求められています。

今後の取組

児童生徒の発達段階に応じて、性教育に関する正しい知識を身に付けるため、保健、道徳、特別活動、生徒指導などの教育活動全般を通じた性教育を進めます。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

これまでの成果と課題

未成年期の喫煙、飲酒、薬物乱用は、生涯にわたる心身の健康に対する大きな阻害要因となることから、自己の健康の保持増進を図る実践的な指導や健康教育の充実が求められています。

今後の取組

児童生徒が薬物被害に関する正しい知識や規範意識を身に付けるため、小学校5、6年生や中学校の保健や特別活動などの授業において、関係機関と連携して薬物乱用防止教室などにより薬物乱用防止教育を進めます。

こころの健康の推進

これまでの成果と課題

若者の自殺が問題となっていることから、困ったときに助けを求める発信の仕方などについての啓発や、地域の関係機関と連携した取組を進める必要があります。

今後の取組

相談することは恥ずかしくないこと、安心・安全な相談先を知っておくこと、また、困った人を見かけた際に情報提供ができるよう、携帯用相談先一覧カードやリーフレット等の配布等を実施し自殺予防の啓発に努めます。

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実



基本施策	具体的施策	指標	掲載頁	所管課
(1)子育て支援サービスの充実	地域子育て支援拠点(連携型)の拡充		101	子育て総合支援センター
	子育て支援センターの機能充実 ▲		101	子育て総合支援センター
	一時預かり事業の充実		102	こども政策課
	ファミリー・サポート・センター事業の推進		102	こども政策課
	緊急サポートネットワーク事業の推進		103	こども政策課
	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の推進		103	こども家庭課
	ちとせ子育て特典カード事業の推進 ▲	○	104	こども政策課
	特定教育・保育施設の充実 ▲	○	104	こども政策課
	認定こども園化の促進	○	105	こども政策課
	認可外保育施設から認可施設への移行促進		105	こども政策課
	延長保育事業の推進		105	こども政策課
	病児・病後児保育事業の推進		106	こども政策課
	休日保育事業の充実 ▲		106	こども政策課
	夜間保育所への支援		106	こども政策課
	市立認可外保育所の実施		107	こども政策課
	幼稚園における預かり保育事業の促進		107	こども政策課
	保育士等確保方策の推進 ▲	○	108	こども政策課
	教育・保育施設や子育て支援事業の従事者の総合的な研修の実施		108	こども政策課
(2)地域における連携・交流の充実	地域子育てサロンの支援		109	子育て総合支援センター
	「ランチデー・ランチタイム」の実施		109	子育て総合支援センター
	教育・保育施設における地域交流・世代間交流事業の推進 △		109	こども政策課
	子育てに関する総合情報発信の拡充	○	110	こども政策課
	「児童館まつり」の実施		110	子育て総合支援センター
	「ちとせ子育てネットワーク」の拡充	○	111	子育て総合支援センター
	「企業連携ぶちぜみ」の開催 ▲	○	111	子育て総合支援センター

基本施策	具体的施策	指標	掲載 頁	所管課
(3) 妊産婦・乳幼児等に関する切れ目のない保健対策の充実	妊婦健康診査・産婦健康診査事業の充実		112	母子保健課
	妊婦教室（わくわくママクラブ）・両親教室（体験パパクラブ・パパの育児基礎講座）の開催		113	母子保健課
	助産施設制度の実施		113	こども家庭課
	産後ケア事業の充実	○	114	主幹（産前・産後ケア担当）
	新生児・産婦訪問事業の充実	○	114	母子保健課
	乳幼児健康診査事業と事後支援の充実		115	母子保健課
	5歳児相談の実施		115	母子保健課
	ちとせ版ネウボラ（こども・妊婦ネウボラ）の充実 ▲	○	116	母子保健課
	養育支援訪問など育児支援の充実		117	母子保健課
	こども発達相談の充実		117	こども療育課
	妊産婦・乳幼児の栄養相談・健康教育の充実		118	母子保健課
	むし歯予防対策の推進		118	母子保健課・学校教育課（教委）
	健康診査（さわやか健診・子宮がん検診・乳がん検診）事業の充実 ▲		119	市民健康課
(4) 小児医療の充実	救急医療体制の充実		119	救急医療課・健康づくり課
	予防接種事業の充実		120	母子保健課
	子ども医療費助成事業の実施		120	国保医療課
(5) 仕事と子育てを両立するための環境づくり	仕事と子育ての両立支援に関する情報提供 ☆ ▲		121	こども政策課・商業労働課
	事業所内保育所への支援		121	こども政策課
	男女共同参画社会の推進		122	市民協働推進課
	男性の育児参加の促進 ▲		122	市民協働推進課・こども政策課・子育て総合支援センター
(6) 結婚・出産・子育てのライフイベントを応援する環境づくり	結婚を応援する取組の実施		122	市民協働推進課
	「いいお産の日 in ちとせ」の実施 ▲	○	123	こども政策課・子育て総合支援センター
(7) 子育て支援の利用につなげるきめ細やかな取組の推進	「ちとせ子育てコンシェルジュ」事業の推進 ▲		123	子育て総合支援センター
	「ママサポート（訪問型子育て支援）」の推進 ▲	○	124	子育て総合支援センター
	子育てに関する総合情報発信の拡充（再掲）		124	こども政策課
	「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施 ★ ▲	○	124	こども政策課
	こども食堂応援事業の推進 ▲（再掲）		124	こども家庭課

「具体的施策」欄の ☆ は『主要施策』、▲ は『新規事業』、▲ は「千歳市子ども・子育て会議」からの意見、★ は「千歳市子育てママ応援会議」からの意見を反映させたもの

(1) 子育て支援サービスの充実

地域子育て支援拠点（連携型）の拡充

これまでの成果と課題

本市の子育て支援中核施設である「ちとせっこセンター」、「げんきっこセンター」及び、「アリス子育て支援センター」の 3 か所を基軸として実施する地域子育て支援拠点事業については、平成 27 年度には市内 7 か所の児童館に連携型地域子育て支援拠点を設置、平成 31 年度 4 月には民間事業者に運営を委託する「あんじゅ児童館」にも拡充し、身近な地域での子育て支援の充実を図っています。

しかし、児童人口が増加している地域等の子育て世帯からは、「交通手段がなく、子育て支援センターや児童館に行けない」などの声が寄せられています。

今後の取組

令和 4 年度にみどり台地区に新設する児童館に、市内で 8 か所目となる連携型地域子育て支援拠点を設置し、身近な地域における子育て支援の拡充を図ります。

子育て支援センターの機能充実 ▲

これまでの成果と課題

未就学児童数の減少に加え、女性の就労意識の変化に伴う育児休業からの早期職場復帰や、子どもが低年齢時に就業する母親の増加などの社会的な潮流の影響により、子育て支援センターの利用者数が減少傾向にあります。その一方で、父親の利用が増加しているなど、時代のニーズに合わせた支援が求められています。

また、これまで子育て支援センターを利用したことのない子育て世帯の中には、そもそもセンターを知らない方や、「何となく行きづらい」と感じている方もいることから、気軽に利用し、居心地が良いと感じていただけるような場となるよう、様々な観点での取組を行う必要があります。

今後の取組

仕事等により平日に子育て支援センターを利用できない方のために、土曜日や休日開館日（日曜日）夜間における事業の拡充を検討するほか、父親向けの行事の充実を図るなど、利用ニーズに合わせた支援を展開します。

また、子育て支援センター事業の周知の強化などにより、初めての方でも気軽に来館できるようなきっかけづくりを行うとともに、子どもを複数連れた方などの利便性向上に向け、ボランティアのサポートスタッフの配置を検討するなど、子育て支援センターの利用促進に向けた取組を推進します。

一時預かり事業の充実

これまでの成果と課題

就労形態の多様化による保護者のパートタイム勤務への対応、保護者の入院や出産等により緊急的に保育を必要とする場合や、育児疲れの解消・冠婚葬祭等の私的な理由により保育を必要とする場合に対応するため、一時預かり事業を実施しています。

今後の取組

今後は幼児教育・保育の無償化等により、利用者が増加することも想定されることから、引き続き公立 2 か所と民間 3 か所の合計 5 か所の認定こども園で実施する一時預かり事業（一般型）のほか、1号認定子どもの一時預かり事業（幼稚園型）の実施を継続します。

また、地域のより身近な場所で安心して子どもを預けられるよう、実施施設数のさらなる拡充を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業の推進

これまでの成果と課題

子育ての手助けをしてほしい会員（依頼会員）と手助けしたい会員（提供会員）相互の信頼関係をもとに、有償で子育て家庭を支援することを目的に、平成 14 年度からファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）を実施しています。

利用件数及び会員合計数は増加傾向にあり、認定こども園や一時保育、学童クラブの開所時間などではカバーしきれないケースに応じたサービスとして利用され、経済的負担の軽減を目的に、ひとり親家庭を対象とした負担軽減を実施しています。

今後の取組

引き続き事業を実施し、今後は幼児教育・保育の無償化等により利用者が増加することも想定されることから、提供会員の拡大や、定期的な研修の実施による質の向上のほか、子育て支援センター等での受付を可能とするなど、利便性の向上に努めます。

また、ファミリー・サポート・センターと緊急サポートネットワークの依頼会員や、サービス内容の重複する点を精査し、両事業の利便性の向上や効率運用に向けて制度の見直しを検討します。

緊急サポートネットワーク事業の推進

これまでの成果と課題

ファミリー・サポート・センター事業と同様の相互会員制によるネットワークの支援事業で、急な残業などで子どもの預け先が必要になったとき、子どもの発病などで認定こども園等に預けられなくなったとき、保護者の急な出張など、緊急時に宿泊の預かりを含めて対応することを目的に平成 21 年度から実施しています(子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化型))。

年間の利用件数は多くはありませんが、転入者や核家族が多い本市の特徴からも、親族などの身近に預け先がない保護者の緊急対応や、病児・病後児保育事業(千歳こどもデイケアルーム)を補完(定員に空きがない日の対応)する役割があります。

今後の取組

ファミリー・サポート・センター事業と同様に事業を継続し、提供会員の拡大や緊急対応としての専門的な研修の充実に努めます。

また、ファミリー・サポート・センターと緊急サポートネットワークの依頼会員や、サービス内容の重複する点を精査し、両事業の利便性の向上や効率運用に向けて制度の見直しを検討します。

子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の推進

これまでの成果と課題

道内一平均年齢が若く、転入者が多い本市の特性から、親戚等の援助が得られない子育て家庭が多く、地域における子育ての孤立化がみられます。育児疲れや保護者の病気、保護者の就労等の理由により一時的に子どもを養育することが困難となった家庭を支援するため、宿泊を伴う短期間(原則 7 日間まで)に子どもを児童養護施設において預かる事業を、北広島市の 2 か所の児童養護施設に委託して実施しています。

今後の取組

広報活動による事業普及を図るほか、家庭児童相談業務や関係機関との連携の中で、一時的に養育が必要な家庭に活用を勧めるなど、取組を促進します。

ちとせ子育て特典カード事業の推進 ▲

これまでの成果と課題

次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、地域社会全体による子育て支援の機運を高め、子育て世代の経済的負担の軽減を図るために、北海道と連携して「ちとせ子育て特典カード事業」を実施しています。

市内にある店舗や企業、施設などの協賛を得て、市内に住所のある中学校修了までの子どもがいる世帯または妊娠中の方がいる世帯を対象として、希望により「ちとせ子育て特典カード」を交付し、協賛店でそのカードを提示した際に商品の割引などの特典サービスを受けることができます。

今後の取組

今後も引き続き、協賛店舗拡大が利用者増加につながることから、より多くの子育て家庭が申請して特典サービスを利用できるよう、商店街組合連合会や企業等に協力をお願いして市内協賛店の拡大を図るとともに、ポケットサイズの協賛事業所一覧やパンフレットの配布などにより制度の周知に努めます。

また、特典カード利用の対象範囲を中学校修了までの子どもがいる世帯から 18 歳までの子どもがいる世帯までに拡大し、子育て支援の充実に努めます。

特定教育・保育施設の充実 ▲

これまでの成果と課題

保護者の就労形態の多様化や女性の就業率の上昇などにより、保育ニーズが増加する傾向にあることから、教育・保育施設の整備により保育定員の拡大を図り、保育ニーズに対応しています。

今後の取組

幼児教育・保育の無償化等により、さらなる保育ニーズの増加が想定されることから、今後も保育施設の整備や既存施設の定員の適正化のほか、幼稚園からの認定こども園への移行を促進することで、2号認定、3号認定子どもに関わる保育の枠を拡大するなど、特定教育・保育施設の充実に図ります。

認定こども園化の促進

これまでの成果と課題

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上を図る支援を実施するため、認定こども園への移行を促進しています。令和 2 年 3 月末までに、保育所 8 園、幼稚園 3 園が幼保連携型認定こども園に移行しています。

今後の取組

今後も保育所及び幼稚園の認定こども園化を促進し、教育・保育の一体的な提供を図ります。

認可外保育施設から認可施設への移行促進

これまでの成果と課題

保育に必要な指導監督基準を満たさない認可外保育施設についても、安心して子どもを育てることができる環境整備を行うことが重要であり、保育の質の確保と向上が必要となります。

今後の取組

認定こども園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、移行に向けた計画書の作成や指導監督基準を満たすために必要な助言指導を行い、子どもを安心して育てることができる環境整備を行います。

延長保育事業の推進

これまでの成果と課題

2 号、3 号認定子どもについて保育標準時間（11 時間）及び保育短時間（8 時間）を超える保育の提供を行っています。

現在は、保育短時間認定に限り実施している施設も一部ありますが、市内全施設で実施しています。

今後の取組

幼児教育・保育の無償化等により、さらなる利用者の増加が想定されることから、引き続き保護者の就労等のニーズに合わせた事業として、全施設での実施を継続していきます。

病児・病後児保育事業の推進

これまでの成果と課題

保護者が安心して働くための環境を整備するため、子どもの病気発症時、病気回復期で認定こども園などにおいて集団保育が困難な子どもを、就労等の理由により家庭で保育できない保護者に代わり、市立千歳市民病院の敷地内に「千歳こどもデイケアルーム」を設置し、平成 31 年 4 月からは、開所時間の延長や当日の予約を可能にするなど、サービスの向上に努め、安心・安全な環境のもとで病児・病後児保育を実施しています。

今後の取組

引き続き事業を実施するとともに、緊急サポートネットワーク事業の実施と並行して、子どもの病気発症時、病気回復期においても看護と保育サービスを提供することにより、保護者の就労ニーズに対応します。

休日保育事業の充実 ▲

これまでの成果と課題

就労形態の多様化により、日曜日や祝日など認定こども園等の開所時間以外でも、保護者の就労に伴う保育ニーズに対応するため、1 か所の事業所内保育所で休日保育事業を実施しています。

今後の取組

保護者の就労形態の多様化に伴う休日における保育のニーズに引き続き対応するため、令和 2 年 4 月から、市独自の軽減策などにより休日保育事業の利用料を無償化とし、保護者負担の軽減を図ります。

夜間保育所への支援

これまでの成果と課題

保護者の就労等により夜間に保育を必要とする家庭を支援するため、夜間保育を行っている私立認可外保育所に対して市独自の補助を実施しています。

今後の取組

現行の実施施設は、教育・保育給付の対象になっていないことから、保護者の夜間保育のニーズも踏まえ、今後も市独自の補助事業を継続します。

市立認可外保育所の実施

これまでの成果と課題

教育・保育施設等がない市街地から遠く離れた農村地区や観光地区において、保育を必要とする子どもや小学校就学前の集団生活の経験に寄与することを目的に、4月から12月の期間において、市の認可外保育所を3か所開所しています。

冬期間に保育の必要性がないなどの地域性を鑑み、1月から3月まで冬季休所していますが、一部の地域においては保育のニーズがあり、市独自の補助金を活用し、保護者が主体的に運営しています。

また、近年では、会社員の農村移住や観光地のオールシーズン化等により、通年就労者の増加に加え、保育を要する子どもの低年齢化など、地域の保育ニーズが変化してきています。

今後の取組

本市の認可外保育所は、地域の実情に応じて、1日の開所時間など教育・保育施設等とは異なる内容により実施していることから、今後も保護者や地域の意向を尊重しながら運営することを基本とし、地域の保育ニーズの変化に伴い、市立認可外保育所としてのあり方について検討します。（具体的な内容は56ページを参照。）

幼稚園における預かり保育事業の促進

これまでの成果と課題

就労形態の多様化や女性の就業率の上昇により、幼稚園教育を求める保護者においても預かり保育のニーズが増加しています。そのため、市内のすべての私立幼稚園で預かり保育を実施しています。

今後の取組

今後、幼児教育・保育の無償化により、さらなる利用者の増加が想定されることから、施設給付型幼稚園については、一時預かり事業（幼稚園型）の制度の活用を推進するとともに、私学助成型幼稚園については、引き続き国・北海道の預かり保育推進事業（私学助成）制度を活用して、預かり保育を実施していきます。

保育士等確保方策の推進 ▲

これまでの成果と課題

これまでは「保育の量的拡大」のために、認定こども園、保育所等の提供体制の確保方策と、潜在的な有資格者の把握を含めた教育・保育従事者の確保を同時に進めてきています。登録制の「千歳市保育士等人材バンク」を設置し、転入者や出産などに伴い一旦現場を退く保育士の有資格者、教育・保育施設などでの就労を希望している方等に向けて、市内外を問わず広く登録を呼びかけるとともに、インターネットによる登録手続きの簡素化を図り、教育・保育施設に対して登録情報を提供することで、本市における保育士等の人材確保に向けた取組を実施しています。

また、市役所の窓口だけではなく、「ちとせっこセンター」や「げんきっこセンター」での登録を可能とするほか、令和元年8月からハローワークと連携し、市役所の窓口でもハローワークの求人情報を提供し、保育士等の就職に関する相談を行う「ちーマインダー」を開設しています。

今後の取組

増え続ける保育ニーズに対応するため、今後も事業を継続するとともに、新たな確保方策について検討し、保育士等の確保に努めます。

教育・保育施設や子育て支援事業の従事者の総合的な研修の実施

これまでの成果と課題

本市はこれまで、保育部門や子育て支援部門、療育部門、母子保健部門などで数多くの専門的な研修会を実施しています。

しかし、一方で専門性の高い研修内容や受講対象者を特定することで、他の分野の子育て支援従事者に向けて、十分な情報が行き届いていない状況があります。

今後の取組

本市が実施する各種研修会について、可能な限り対象者の枠を拡大し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の従事者に対し、受講を促すほか、他市と連携するなど、広域的に従事者の質の向上を図ります。

また、必要に応じて北海道の指導主事や幼児教育アドバイザー等から幼児教育・保育に関する専門的な指導・助言を受け、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

(2) 地域における連携・交流の充実

地域子育てサロンの支援

これまでの成果と課題

地域に身近な町内会館などの施設を利用して、子育て中の親子が気軽に集える「地域子育てサロン」を各地域に整備するため、子育て支援中核施設「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」の職員の派遣や出前講座の実施など、サロンの運営支援を行っています。

今後の取組

引き続き、各地域の子育て支援者や関係機関との協力体制の整備を進め、民生委員児童委員を中心とする市民団体等が主体となり、地域支援を実施する上でのサポート体制を構築していきます。

「ランチデー・ランチタイム」の実施

これまでの成果と課題

乳幼児親子が子育て支援センターや児童館でお弁当を食べながら交流する「ランチデー」を実施しており、ちとせっこセンター、げんきっこセンターにおいては「毎日ランチデー」を平成 28 年度から導入しています。

また、小学生の春・夏・秋・冬休み期間中のランチデーも実施しています。

さらに、子育てサークル等が児童館を利用する際に、昼食時間にお弁当を食べながら過ごすことができる「ランチタイム」を、平成 26 年度から 7 か所の児童館で実施しています。

今後の取組

多くの親子に「ランチデー・ランチタイム」を活用してもらえよう、子育て支援センターや児童館の利用者に対して周知を図っていきます。

教育・保育施設における地域交流・世代間交流事業の推進 △

これまでの成果と課題

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化から、異年齢の子ども同士が遊ぶ機会や、異世代間の交流機会が減少しています。

これまで、認定こども園等の園庭開放や季節ごとの行事における地域住民の参加、高齢者との交流、中高生の職業体験の受け入れなどを通じて、世代間交流を積極的に進めています。

今後の取組

今後も認定こども園や認可保育所等を活用して地域での交流の機会を提供し、家庭や地域の子育て力のさらなる向上とともに、家庭と地域を結び付ける取組を促進します。

子育てに関する総合情報発信の拡充

これまでの成果と課題

本市は、子育てに関する多様な制度や事業について一元的に情報発信する施策として、「千歳市子育てガイド」を発行しているほか、平成 20 年度からは子育て支援ホームページ「ちとせ子育てネット」を開設しています。

転入者が多いという本市の特性から、これらの取組は有効な施策として、さらなる内容の充実が求められているほか、スマートフォンの普及に伴うインターネット環境の変化により、特に子育ての中心世代となる 20 代から 30 代において、手軽に「知りたい情報」を即座に入手できる環境や、タイムリーで魅力のある情報発信機能が求められていることから、市民団体との協働による身近な子育て情報を広く発信する「ママから net .」の運用を始めました。

今後の取組

今後、「千歳市子育てガイド」については、「困ったときに見る」から「普段から使える」ガイドブックを目指し、地図情報を大幅に拡充した「千歳市子育てガイド&おでかけMAP」のさらなる充実に努めます。「ちとせ子育てネット」については、スマートフォンに対応した見やすさの向上、「ママから net .」による身近な子育て情報や転入者に必要な情報など、「子育てするなら、千歳市」のブランド施策を市内外に広く発信し、民間や市民の視点・発想を取り入れた魅力的な総合情報の提供に努めます。

「児童館まつり」の実施

これまでの成果と課題

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化から、異年齢の子ども同士が遊ぶ機会や異世代間の交流機会が減少していることから、各児童館において児童館まつりを開催して世代間交流を進めています。

また、中高生ボランティア、民生委員児童委員、福祉団体、教育機関などの幅広い年代の市民が参加し、市内 10 か所の児童館合同による児童館まつりを隔年で開催しています。

今後の取組

今後も児童館を利用する児童が異年齢の子ども同士や、民生委員児童委員などの地域住民と世代間交流を行うことで、社会規範を学び多様な人間関係を築くことを目的に、児童館まつりを開催します。

「ちとせ子育てネットワーク」の拡充

これまでの成果と課題

地域の子育てに関わる機関・団体で構成する「ちとせ子育てネットワーク」では、子育て支援に関する交流や学習会の実施などを通し、支援の質を高め、子育てを地域全体で支え合う環境づくりを進めています。

今後の取組

今後は、子育てに関わる市民団体等に積極的に参加を呼びかけて、相互につながるきっかけづくりを進めます。

「企業連携ぶちゼミ」の開催 ▲

これまでの成果と課題

市内の企業や団体等が子育て支援センターや児童館を会場に、それぞれの知識・技術や商品等を活用した子育て世帯向けの講座やイベント等を開催することで、まちぐるみの子育て支援を行っています。

今後の取組

今後も引き続き実施し、社会全体で子育て支援を行う機運を高めるとともに、連携企業の拡大を図るための周知活動に努めます。



(3) 妊産婦・乳幼児等に関する切れ目のない保健対策の充実

妊婦健康診査・産婦健康診査事業の充実

これまでの成果と課題

母子保健法に基づき、妊娠期に必要な検査を含めた妊婦健康診査、出産後間もない時期の産婦に対して産婦健康診査の助成を行います。

妊婦健康診査は、妊婦を対象に「妊婦一般健康診査受診票 14 枚」「超音波検査受診票 6 枚」を交付しています。妊婦健康診査の受診状況を把握し、妊娠期の安全と異常の早期発見に努めています。

産婦健康診査は、産後 1 か月以内に受診できる「産婦健康診査受診票 2 枚」を交付しています。産婦健康診査を受診することで、母体の身体的な機能回復、授乳状態、精神状態を把握する機会となり、早期からの支援を開始することで産後うつ病の予防や早期発見、また、新生児への虐待防止を図っています。

北海道が定める「医療機関に委託して行う妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査実施要領」に基づき、受診票は、全道の医療機関で使用することができます。道外の医療機関で妊産婦健康診査を受診した場合は、償還払いとして同額の助成を行っています。

今後の取組

妊娠期間を安全に過ごし異常を早期に発見するためには、定期的に健康診査を受診することが重要なことから、今後も効果的な事業の実施に努めます。

産婦健康診査を実施することで、産後うつ病をはじめとする疾病等の早期発見や早期治療など、産後の初期段階における母子に対して早期の支援が可能になることから、今後も効果的な事業の実施に努めます。事業が開始して間もないことから、実施医療機関との連携強化に努めます。

妊婦教室（わくわくママクラブ）・両親教室（体験パパクラブ・パパの育児基礎講座）の開催

これまでの成果と課題

妊婦教室（わくわくママクラブ）は、妊娠中の過ごし方コース・子育て準備コース・子育て支援センター見学コースの3コースを実施しています。

教室の内容は、妊娠中の過ごし方、育児手技等の知識の伝達のほか、転入者が多い本市の特徴を考慮し、仲間づくりができるよう交流会や地域子育て支援センターと共催し、施設見学などを取り入れ、育児に関する地域資源の案内の機会としています。

また、先輩ママとの交流会は、育児についての体験談を聞きながら赤ちゃんの抱っこ体験ができる場となっています。

両親教室は、夫婦が協力して妊娠・出産・育児に取り組むことができるよう、妊婦とその夫を対象に実施しています。

「体験パパクラブ」では母親の育児不安や育児負担の軽減のため、父親が出産後早期から育児参加ができるよう、沐浴実習等の具体的な育児手技を取り入れた内容で実施しています。

「パパの育児基礎講座」では地域子育て支援センターと連携し、妊娠中の夫婦と1歳未満の子育て中の家族を対象に、パパの育児体験談や赤ちゃんの抱っこを体験ができ、保育士が1歳未満の赤ちゃんとのふれあい遊びを紹介しています。また、料理レシピの紹介や地域子育て支援センターの見学を取り入れ実施しています。

今後の取組

今後も継続して母親教室や両親教室を実施し、地域で子育て家庭が孤立することがないよう妊娠期間から家族の協力や仲間づくりの推進に努めます。

毎回、教室終了時にアンケートを実施し、教室の内容をより充実していくとともに、より多くの対象者に参加してもらえるよう教室の周知を図ります。

助産施設制度の実施

これまでの成果と課題

未婚での出産、離婚後の出産などのほか、夫の失業等による経済的に出産費用の捻出が困難な世帯がいる中で、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象に、助産施設である市立千歳市民病院等において助産の実施を行うものです。

制度の実施に当たっては、「千歳市子育てガイド」への掲載や母子健康手帳交付時に周知するとともに、関係機関との連携に努めています。

今後の取組

制度を必要とする妊産婦が安心して出産できるよう、引き続き関係機関との連携を図り、周知に努めます。

産後ケア事業の充実

これまでの成果と課題

出産後の心身の不調や育児不安等がある母子を対象に、助産師等の専門職が心身のケアや育児技術等のきめ細やかな支援を提供し、産後うつ等に関連する不適切な養育を予防し、母子の安全と健康の増進を図ります。

令和元年 7 月に民間の助産所に委託し、利用料金の助成を行い、訪問型やデイサービス型（通所）で実施しています。

今後の取組

産後早期に適切なケアを開始することでより効果的な支援となるため、産科医療機関との連携及び妊産婦や、その家族に対して産後ケアの活用の周知に努めます。

新生児・産婦訪問事業の充実

これまでの成果と課題

「こんにちは赤ちゃん事業」として、助産師や保健師が 4 か月までの赤ちゃんがいる世帯全戸に対して家庭訪問を実施しています。

妊娠期の状況や産婦健康診査の結果を踏まえ、新生児の発達や発育状況の確認、産婦の心身の健康状態の確認、母乳育児の推進、育児情報の提供を行い、未熟児及び健康状態に問題がある新生児や産婦については、養育支援連絡票等で医療機関と連携し支援を実施しています。

必要時、産婦に対して「産後うつアンケート」を実施し、産後うつ症や育児不安、養育環境などに伴う育児困難を把握し、早期から育児支援を行うことで育児放棄などの虐待予防に努めています。また、里帰りや保護者の都合により訪問できない場合については、乳児健診や関係機関と連携して状況の把握に努めています。

困難事例については、月 1 回カンファレンスを実施し、「ネウボラ個別ケア会議」において、臨床心理士等のアドバイスを受けながら養育支援訪問につなげています。

今後の取組

新生児の健やかな発育のため、赤ちゃん訪問を継続して実施するとともに、妊娠中から不安の解消に努め、継続した支援に取り組みます。

乳幼児健康診査事業と事後支援の充実

これまでの成果と課題

乳幼児健診のうち、4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健診は、集団健診として実施しています。健診内容は、医師、歯科医師の診察による健康状態の確認、保健師、栄養士等による発達、発育の確認や栄養・育児相談、歯科衛生士による歯科相談などで、育児の悩みや不安について相談を受け、必要時、個別支援につなげるとともに相談機関などの紹介に努めています。

また、事故予防の啓発活動の一つとして、健診会場に事故予防のパネルを掲示し、1 歳 6 か月児健診では、事故予防に関する冊子の配布を行っています。

先天性股関節脱臼検診及び 10 か月児健診は、市内の医療機関に委託して実施し、健診結果により健康状態の確認をしています。

健診の事後支援として、発達や発育、治療状況の確認や育児相談を電話や家庭訪問等で実施し、状況に応じて、医療機関、認定こども園や幼稚園、子育て支援センター、福祉分野と連携を図っています。

未受診の場合は、いずれの健診も訪問や電話等で状況の把握に努めています。

今後の取組

今後も受診率の維持に努めるとともに、定期的な問診票の見直しや健診内容を検討し、乳幼児の発育や発達支援、育児に対する支援など事後支援の充実を図ります。

母子保健システムを活用し妊娠中から乳幼児期まで切れ目なく、総合的に支援するとともに、関係機関との連携を強化し、必要時迅速に連絡会議や個別の相談を行っています。

5 歳児相談の実施

これまでの成果と課題

5 歳児相談は年間 5 回、保健センターで実施しており、身体計測、視力検査、栄養相談、集団での遊びを通して発達の確認や育児へのアドバイスを行っています。また、教育委員会の協力を得て、就学に向けての準備等についての講話や特別支援教育に関わる就学相談を行っています。

今後の取組

5 歳の節目に成長や発達の確認を希望する保護者が多いことから、今後も事業を継続し相談体制の充実を図っていきます。

ちとせ版ネウボラ（こども・妊婦ネウボラ）の充実 ▲

これまでの成果と課題

母子健康手帳交付の際の「妊婦ネウボラ」においては、母子保健コーディネーター（保健師・助産師）がすべての妊婦と面接し、妊娠期間を心身ともに安全で安心して過ごせるように相談支援を行い、妊娠期支援プランの作成や子育ての情報を綴った「ネウボラファイル」を配布しています。

また、妊婦の心身の健康や家族状況に関するアンケートを実施し、今後の子育てに関する不安や心配事の相談に応じ、子育て支援サービス等の周知や必要時、家庭訪問などの個別支援につなげています。

「こども・妊婦ネウボラ」では、妊娠・出産・子育てに対する不安の軽減や解消が図れるよう、母子保健コーディネーター（保健師・助産師）や子育てコンシェルジュが、保健センター、市内の子育て支援センターにおいて、相談支援や子育て支援プランの作成を行っています。

妊娠期から子育て期（子どもが概ね 18 歳）までの家庭を対象とし、妊産婦や子育て中の保護者が気軽に相談でき、相互に交流が図れる機会としています。

市外から転入して来た妊婦や子育て家庭に対しては、「ネウボラファイル」等で、子育て支援事業について案内するとともに、初めての地域でも安心して子育てができるよう相談機関や社会資源の紹介に努めています。

今後の取組

今後も妊娠期から子育て期において、心身ともに安全で安心して過ごせるように、関係機関と連携し個々の状況に応じた支援を行います。

利用者のニーズに合った相談の機会とし、学童期以降の保護者にも利用してもらえよう、事業の周知や相談体制を検討していきます。

養育支援訪問など育児支援の充実

これまでの成果と課題

養育が困難と見込まれる妊婦、子育てに困難を感じている養育者や虐待の恐れがある養育者に対しては、医療機関やこども家庭相談室、認定こども園・幼稚園等と連携しながら、電話相談や養育支援訪問において育児支援を行っています。

また、母子保健システムや他市町村からの養育支援連絡等で、過去の育児支援状況を確認し、切れ目のない支援に努めています。

困難事例については、対象者への一貫した関わりが持てるよう定期的なカンファレンスを行い、支援力の向上に努めるとともに、臨床心理士や関係機関と支援内容を検討することができる「ネウボラ個別ケア会議」や「子ども家庭総合支援拠点」、「要保護児童地域ネットワーク協議会個別ケース検討会議」において情報共有や支援方法を検討し、協力して支援を実施しています。

今後の取組

養育が困難である家庭に対して、今後も関係機関と連携して継続した支援を実施し、虐待の予防に努めます。

こども発達相談の充実

これまでの成果と課題

発達につまずきがある乳幼児への発達評価と育児助言、発達を促す個別的な親子遊び、少人数での集団遊び、電話での相談などを実施しています。近年、発達障がい傾向にある児童が、家庭や集団生活において、不適応となるケースが増えています。

また、低年齢から幼稚園などの集団利用を開始する児童も増えています。

今後の取組

こども発達相談室では、発達につまずきのある乳幼児の早期発見・対応により保護者が適切に子育てできるよう発達相談を行うほか、「巡回支援事業」として専門員による保育所等への巡回訪問を実施できるよう整備を進めます。

また、育児支援としてグループ相談や個別での遊び支援、電話相談などを実施し、発達に遅れ等のある子どもが幼稚園や保育所などの集団生活に適応しやすくなるよう、関係機関と連携しながら継続的な支援を行い、必要に応じて児童通所支援等の利用につなげます。

障がい児相談支援事業所では、児童通所支援の利用者が適切にサービスを利用できるよう、利用計画の作成やモニタリング等を実施し、発達支援の総合的なマネジメントを行います。

妊産婦・乳幼児の栄養相談・健康教育の充実

これまでの成果と課題

乳幼児健康診査、こども・妊婦ネウボラ、母親教室、電話相談等において妊婦の栄養、乳幼児の栄養について個別相談に応じています。

妊娠期においては、母子健康手帳交付時に、妊娠期の栄養に関するパンフレットを配布し、乳幼児期においては、乳幼児健診時の栄養相談を通して、離乳食やおやつの与え方、偏食の対応、栄養の大切さや規則正しい食生活について啓発と推進に努めています。

また、食育の推進も視野に入れ、朝食の欠食の改善、噛むことの大切さやバランスのとれた食事についての啓発に努めます。

健康教育については、母親学級で妊娠中の食生活に関する講話を行っているほか、出前講座、ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援センターからの依頼により、望ましい食生活や食習慣、正しい栄養の知識に関する講話や子ども向けの食事作り等の調理実習を実施しています。

また、口腔内の健康や衛生の観点から、歯科衛生士と連携し、共同で健康教育を実施しています。

今後の取組

妊娠期から食事の重要性についての啓発を進め、乳幼児健診やこども・妊婦ネウボラなどにおける個別の栄養相談を充実します。

食生活の重要性についての啓発を継続して進め、望ましい食生活についての知識の普及啓発、食生活改善における実践可能な方法などについて、関係機関との連携を図りながら、より多くの市民に健康教育を進めます。

むし歯予防対策の推進

これまでの成果と課題

むし歯予防のため、1歳6か月児健診、3歳児健診において歯科健診や歯科相談、未就学児を対象としたフッ化物塗布を実施しています。

また、母親教室、出前講座、子育て支援センターの育児教室において、正しい口腔ケアの方法や食事のとり方、おやつの与え方等の講話や具体的な歯磨き指導を行っています。

市内の認定こども園や学童クラブ等に出向き、むし歯予防についての人形劇と歯ブラシを使った歯磨き指導を行っています。健康教室の内容は毎年見直し、効果的な媒体や方法となるよう努めています。このほか、認定こども園等でのフッ化物洗口の導入を進めています。

むし歯予防デーや健康まつりでは、歯科医師会と連携し、歯科医師による歯科健診や歯科相談、口腔の健康に関する啓発活動、フッ化物洗口体験等に取り組んでいます。

今後の取組

集団指導の内容については、定期的に見直し、より効果的な方法を検討します。

また、今後も歯科保健対策会議による協力・連携体制の強化を図り、むし歯予防の推進に努めます。

健康診査（さわやか健診・子宮がん検診・乳がん検診）事業の充実 ▲

これまでの成果と課題

子どもの保護者が健康な心身状態の維持向上を図るためには、健（検）診を利用し、生活習慣改善による疾病の予防・早期発見・早期治療により、重症化を予防することが必要です。欠食、外食や間食が多い、野菜不足といったバランスを欠いた食事や運動不足で、やせていても高血糖、高脂質血症、貧血など生活習慣病のリスクを抱えている人がいますが、多忙、自覚症状がないといった理由で健診を利用されない方が多数います。

また、がん患者は年々増加し、若い世代もがんに罹患しています。

本市では、19 歳から 39 歳を対象とする「さわやか健診」、20 歳以上を対象とする「子宮がん検診」、40 歳以上を対象とする「乳がん検診」を実施し、受診しやすい環境づくりに努め、健康増進に向けた周知・啓発を実施しています。

今後の取組

今後も引き続き、健康診査を実施し子育て世代の健康づくりに努めます。

子宮がん・乳がん検診においては、国が示している「がん検診推進事業」等を活用しながら受診率の向上に努めます。

集団健診は、複数の健診を一度に受診できる体制とし受診者の利便性を図るとともに、女性のための健診日や無料保育の設定、忙しい子育て世代のための土日や早朝の健診日の設定、札幌までの無料巡回バスの設定等による受診しやすい環境づくりに努めます。

また、乳幼児健診を活用したチラシの配布、個別受診勧奨、健康教育、健康相談の実施等により啓発活動を実施し、健康増進に向けた周知・啓発を継続していきます。

（４）小児医療の充実

救急医療体制の充実

これまでの成果と課題

平成 29 年 9 月に内科系初期一次救急を担う休日夜間急病センターが開設し、課題であった内科系の診療空白日がなくなり、1 年を通じて 365 日急病センターにおいて診療を実施することとなりました。深夜 0 時までとなっていた診療時間も午前 7 時までに延長するなど、空白日及び空白時間が解消でき、診療体制がより強化されました。

また、入院等が必要な小児患者に対応する二次救急については、市立千歳市民病院において受け入れ体制を確保しています。

なお、24 時間対応の電話による相談体制として「ちとせ健康・医療相談ダイヤル 24」を継続して実施し、健康や病気などに関する不安の解消を図っています。

今後の取組

内科系の初期一次救急は、休日夜間急病センターの運営を継続し、小児二次救急についてはこれまで同様、市立千歳市民病院が受け入れを行うなど、救急医療体制の維持・充実を図ります。

予防接種事業の充実

これまでの成果と課題

予防接種法に基づく定期接種は市町村長が行うこととされており、接種対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならないとされています。定期接種のうち結核を予防する B C G ワクチンは、集団接種を実施しています。

定期接種のうちジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、ヒブ感染症、肺炎球菌感染症、水痘、B 型肝炎、日本脳炎、ロタウイルス胃腸炎（令和 2 年 10 月から定期接種に追加予定）を予防するワクチンについては、個別接種とし市内医療機関に委託しています。

今後の取組

赤ちゃん訪問時や乳幼児健診など様々な機会に予防接種について啓発するとともに、未接種者については個別通知によって接種勧奨を行っています。

また、予防接種の種類や対象年齢などが変更されることがあり、対象者に周知もれないよう留意するとともに医療機関と連携し安全な接種に努めます。

子ども医療費助成事業の実施

これまでの成果と課題

市内に居住する中学生以下の子ども（生活保護世帯・重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成対象者を除く）の保護者に医療費受給者証を発行して、次のとおり医療費の助成を行っています。

- 住民税課税世帯
 - ・ 0 歳から小学校就学前までは、自己負担額 2 割のうち、入院・通院とも全額助成。（初診時一部負担金を除く。）
 - ・ 小学 1 年生から 3 年生までは、自己負担額 3 割のうち、通院が 1 割、入院が 2 割の助成。
 - ・ 小学 4 年生から中学 3 年生までは、自己負担額 3 割のうち、入院のみ 2 割の助成。
- 住民税非課税世帯
 - ・ 0 歳から小学 3 年生までは、自己負担額（小学校就学前 2 割、小学生 3 割）のうち、入院・通院とも全額助成。（初診時一部負担金を除く。）
 - ・ 小学 4 年生から中学 3 年生までは、自己負担額 3 割のうち、入院のみ全額助成。（初診時一部負担金を除く。）

今後の取組

今後も子どもの疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、継続して事業を実施します。

(5) 仕事と子育てを両立するための環境づくり

仕事と子育ての両立支援に関する情報提供 ☆ ▲

これまでの成果と課題

社会経済情勢の変化や女性の就業率の高まりにより、共働き世帯が増加し、その就労形態も多様化する中で、ライフステージや個々の事情に応じた柔軟性のある働き方の実現が望まれています。

また、少子高齢化の進行や子育てに関わる環境、意識が大きく変化する中、男性を含めた働き方の見直しを行い、労働者が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる環境整備が求められています。

既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、そのような企業の取組をさらに普及し、社会全体での意識の醸成に寄与していくことが求められています。

今後の取組

仕事と子育てが両立しやすい職場環境の整備を支援するため、育児休業制度や両立支援に関する各種助成制度や、職場で共に働く部下やスタッフの仕事と家庭の両立を考慮しつつ、その人のキャリアや人生を応援し、組織でチームとしてまとめ、業績や結果を出していきます。

また、自らも仕事と子育て等の私生活の両立を楽しむ上司「イクボス」の理念を市内の企業等へ普及・啓発し、仕事と子育ての両立に取り組む企業を優良企業として P R する方策について検討します。

事業所内保育所への支援

これまでの成果と課題

事業所内保育所での保育サービスを受けることで、保護者が安心して就業できる体制づくりを支援するため、市独自に事業所内保育所の運営経費の一部を補助しています。

今後の取組

自社の従業員の子ども以外の地域の子どもの受け入れを行う場合（定員に地域枠を設ける場合）には、地域型保育給付を受けることとなりますが、地域の子どもを受け入れるための施設及び職員等の体制が確保できないなど、当該給付を受けることが困難な事業者に対しては、引き続き補助を実施します。

男女共同参画社会の推進

これまでの成果と課題

男女共同参画社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識を解消し、女性も男性も仕事や家庭の両立が可能となるような環境整備が必要です。

男女共同参画意識の醸成に向けた取組を推進していますが、若い世代への働きかけをどのように進めるか等の課題があります。

今後の取組

様々な分野における協力と責任分担のもと、男女共同参画意識の啓発のため、「第 3 次ちとせ男女共同参画推進プラン（平成 29 年 3 月策定）」に基づき、セミナー等を開催します。

男性の育児参加の促進 ▲

これまでの成果と課題

女性就労の増加及び働き方改革の推進などから、若い世代のライフスタイルやキャリアプランが多様化し、自ら育児に参加、または、育児休業を取得する男性が増加しています。

また、深刻化する少子化対策の一つとして、父親の育児参加が重要視されており、企業等を含む社会全体で支援し、男性が育児に参加しやすい環境づくりが求められています。

本市は、平成 29 年 1 月に市長による「イクボス宣言」を実施し、家族との時間を大切にす男性のワーク・ライフ・バランスの促進などの普及啓発に取り組んでいます。

今後の取組

これから父親となる男性向けに、妊娠から子どもの小学校入学までの必要情報等をまとめた「父子健康手帳」を発行し、母子健康手帳と併せて配布する事業を継続して実施します。

また、これから父親となる男性も含めた父親の育児講座の開催や父親同士の交流イベントを実施するとともに、企業向けの講座などを開催し、子育てにやさしいまちづくりへの機運の醸成を図ります。

（ 6 ）結婚・出産・子育てのライフイベントを応援する環境づくり

結婚を応援する取組の実施

これまでの成果と課題

国の調査結果から、独身男女の 7 割以上が結婚意思を持っている一方で、雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産の希望がかなわないといった現状があり、将来の人口減少を懸念する地域では、そうした結婚を希望する若者を応援する取組が実施されています。

今後の取組

平均年齢が道内一若いまちという千歳市の特徴を生かし、子育て世帯となる若者の移住・定住を促進し、将来の発展につなげるため、結婚を希望する若者が結婚できるよう支援する取組として、独身男女の出会いの場を提供する婚活パーティーを実施します。

「いいお産の日 in ちとせ」の実施 ▲

これまでの成果と課題

本市は、子育て世帯の転入が多く核家族も多いという地域特性があり、子育てに孤立や不安を抱える家庭が多いことから、妊娠期から子育て期までの切れ目のないきめ細やかな支援が必要です。

これから子どもを産みたいと考えている方、妊娠中の方や子育て中の方が「お産」や「子育て」について考えるきっかけづくりとして、各種相談、妊婦体験、育児講座、親子遊びなどの家族で一緒に楽しめる出産・育児に関する総合イベントを実行委員会と市の主催により、平成 27 年度から毎年 11 月 03 日（いいおさん）に開催しています。

今後の取組

子育ての孤立感や不安感を軽減し、「子育ては楽しい」、「もう一人、子どもを生み育てたい」と感じていただけるよう、これからも市と実行委員会の主催により、地域、団体、企業等の子育てに関わる方々とともに企画・運営する「育てるイベント」として継続し、充実を図ります。

（ 7 ）子育て支援の利用につなげるきめ細やかな取組の推進

「ちとせ子育てコンシェルジュ」事業の推進 ▲

これまでの成果と課題

ちとせっこセンター及びげんきっこセンターに「ちとせ子育てコンシェルジュ」を各 2 名配置し、子育てに関する相談や、教育・保育施設や子育てに関する情報の集約と提供を行っています。

また、4 か月児健診での周知活動や、各児童館でのこどもネウボラにおける相談対応、「転入親子ウエルカム交流ツアー」でのサポートなど、様々な機会をとらえた支援を実施しています。

今後の取組

今後、さらにコンシェルジュ事業の周知を図るとともに、子育て世帯が利用しやすい環境を整えるため、各児童館での相談日の設定など、コンシェルジュの支援の場の拡充などについて検討します。

「ままサポート（訪問型子育て支援）」の推進 ▲

これまでの成果と課題

転入者が多い本市の特性上、身近に相談できる相手が少なく、子育てに不安や孤立感を感じる方が多いことを受け、子育てコンシェルジュが子育て世帯を訪問し、友人のように寄り添い傾聴や情報提供、育児や家事などを協働で行う「ままサポート」を実施しています。

今後も必要とする方に支援が行き届くよう、さらに認知度を高める取組を進める必要があります。

今後の取組

「ままサポート」を多くの子育て世帯に知っていただけるよう周知方法を工夫するとともに、関係機関と連携して利用促進に努めます。

子育てに関する総合情報発信の拡充 （再掲）

110 ページの再掲

「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施 ★ ▲

これまでの成果と課題

本市において子育て世帯の通算居住年数は短く、アンケート調査の結果では、就学前の子どもがいる世帯のうち、5 年未満の居住が全体の約 20%を占めています。

また、これらの世帯は気軽に相談できる人、特に相談相手としての「隣近所、知人、友人」が少なく、子育て世帯の孤立化につながりやすいことが心配されます。このことから、平成 27 年度から、千歳に不慣れな子育て世帯を対象としたバスツアーを実施しています。千歳の街並みや市の子育て支援事業に触れ、「市の子育て支援事業を知ってもらうこと」、「親子同士が知り合うきっかけづくり」、「転入後間もない引きこもりがちな乳幼児期の親子を事業の利用につなげること」を目指し、取組を進めています。

今後の取組

今後も引き続き事業を継続し、転入してきた子育て世帯を歓迎し、子育ての悩みに寄り添い不安な気持ちを和らげながら、子育て支援サービスや子育て関係機関へとつなげる支援を行っていきます。

こども食堂応援事業の推進 ▲ （再掲）

97 ページの再掲

基本目標 3 子どもの安心・安全の確保と子育てしやすい環境の充実



基本施策	具体的施策	指標	掲載頁	所管課
(1)良質・良好な居住環境の確保	公営住宅の整備		126	市営住宅課
	住宅情報の提供		126	市営住宅課
	シックハウス対策の推進		127	建築課
(2)子育てにやさしい環境の整備	子育てにやさしい施設の充実	○	127	こども政策課
	子育てバリアフリーの推進		128	建築課
	安全な道路交通環境の整備		128	道路建設課・こども政策課
	公園の整備		129	都市整備課
(3)子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動の推進	交通安全教室の実施		129	市民生活課
	交通安全指導の実施		129	市民生活課
	緊急避難所「子ども 110 番の家」指定事業の充実		130	青少年課(教委)
	千歳っ子見守り隊支援事業の実施		130	青少年課(教委)
	不審者情報携帯メール配信事業の実施		130	青少年課(教委)

(1) 良質・良好な居住環境の確保

公営住宅の整備

これまでの成果と課題

バリアフリー化を施した公営住宅が増え、子ども・子育ての環境整備も進んでいますが、未改善の住宅も残っており、今後は既存住宅のバリアフリー化や狭あい化解消が課題となっています。

また、既存平屋建て住宅については、建設後相当年数を経過しているものもあり、建築物の安全性等も確保する必要があります。

今後の取組

住宅の狭あい化の解消やバリアフリー化、安全性の確保など住環境の変化やニーズの多様化に対応するため、平成 29 年度に「千歳市公営住宅等長寿命化計画」の中間見直しを行い、本計画に基づき、住宅の個別改善等の実施を進めていきます。

住宅情報の提供

これまでの成果と課題

平成 23 年度に「千歳市住宅マスタープラン（改訂版）」を策定し、引き続き民間住宅に関する情報の集約・提供への取組が必要とされています。

平成 27 年 4 月から「住まいのコンシェルジュ（住宅総合相談員）」を配置し、住宅に関する総合的な相談対応及び多種多様な情報提供を行っています。

また、平成 27 年 12 月から「千歳市空き家・空き地情報」ホームページを開設し、民間物件情報へリンクすることにより、最新の不動産情報を提供しています。

今後の取組

引き続き「住まいのコンシェルジュ」による住宅に関する相談対応及び「千歳市空き家・空き地情報」ホームページによる情報提供を継続して行います。

シックハウス対策の推進

これまでの成果と課題

建築基準法における「シックハウス対策」の規制の導入に伴い、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げするため、建築物に使用する建材の制限や換気設備の設置等の規制について厳正な審査を行っています。

内装仕上げの制限（ホルムアルデヒドを発生する建材についての種類別使用面積の規制）

換気設備設置の義務付け（例：住宅では換気回数が 0.5 回 / h 以上（24 時間換気））

天井裏などの措置（居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐ措置）

クロルピリホスの使用禁止（有機リン系のシロアリ駆除剤）

民間建築物については、上記の建築基準法上の規定を、公共建築物については建築基準法の規定のほかに市が定めた独自基準（上乘せ基準）により建築することとしており、建築方針の室内濃度規制値を満たしています。

ただし、室内濃度指針値の基準を満たす場合でも、化学物質の影響による発症には個人差が大きいことから、絶対的な対策を見出すことは現状では難しい状況にあります。

今後の取組

民間建築物については、建築基準法の規制に基づき、引き続き厳正な審査に努めます。

また、公共建築物については建築基準法の規定に加え、独自基準を遵守し、建築することとします。

（２）子育てにやさしい環境の整備

子育てにやさしい施設の充実

これまでの成果と課題

乳幼児を連れて外出した際に、おむつ交換や授乳場所、ミルクのお湯などを提供してくれる施設として、公共施設や民間の店舗など、市内 65 の施設が「子育てにやさしい施設」として登録されています。

今後の取組

今後もより多くの子育て家庭が「子育てにやさしい施設」を利用できるようインターネットでの情報掲載やパンフレットの配布などを通じ、施設利用の情報提供に努めます。

また、子育てにやさしい施設の拡大が利用者増加につながり、地域全体で子育てを応援する気運が高まることから、子育てにやさしい施設として登録いただけるよう市内の事業者、店舗などに対する普及啓発に努めます。

子育てバリアフリーの推進

これまでの成果と課題

公共建築物については、段差の解消や乳幼児と一緒に利用しやすいトイレなどの整備を行っているほか、民間建築物については「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき必要に応じて助言等を行っています。

今後の取組

今後も法律や条例に基づき、子ども・子育てに配慮したバリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた建築物の整備及び民間建築物への助言等を必要に応じ行っていきます。

安全な道路交通環境の整備

これまでの成果と課題

歩行者の移動負担を軽減し安全で快適に通行できるように、歩道の段差解消や傾斜を緩やかにするなど、バリアフリーに配慮した道路整備を行っています。特に、市内中心部では千歳駅周辺交通バリアフリー特定経路を定め、計画的に歩道整備を進めています。

また、歩道の損傷等を確認した際には、補修等による対応を行っています。

これらの取組により、歩行者にとって安全で快適な歩行空間を確保しているところであります。

今後の取組

今後も子どもや子ども連れの親子を含めたすべての歩行者が安全で快適に通行できるよう、バリアフリーに配慮した歩道整備を進めるとともに、令和2年度から、未就学児及び小中学生が日常的に移動する経路の交通安全対策のため、スクールゾーン及びその近隣におけるガードレールなどの新規設置や破損個所の修繕を行い、歩行者が安全で快適に通行できる歩行空間の確保に努めます。

また、国は、教育・保育施設等が行う散歩等の園外活動における安全確保のため、「キッズゾーン」の設定を推進しており、既に導入している自治体の設置状況や効果などを調査・研究していきます。

公園の整備

これまでの成果と課題

公園整備については、新興住宅地に新たな公園の建設を行うなど、計画的に進めています。
また、整備後数十年を経た公園については、町内会などから老朽化した遊具等の改善を求める要望も多く、施設更新を計画的に進める必要があります。

今後の取組

公園整備に当たっては、ワークショップを開催するなど、地域住民の意見を反映させながら計画的に整備を行います。
また、未整備箇所の公園整備や老朽化した遊具などの施設更新を進め、子どもが安全に安心して遊ぶことのできる公園づくりに努めます。

(3) 子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動の推進

交通安全教室の実施

これまでの成果と課題

学校等と連携しながら各年代に応じた交通安全に関する指導・啓発事業を実施し、交通事故防止に向け交通安全意識の高揚や交通マナーの向上に努めています。

今後の取組

幼児及び児童を対象とした交通安全教室を開催するとともに、交通安全フェアなどのイベントにおける交通事故防止の啓発活動に取り組みます。
また、警察・学校等と連携し、北海道自転車条例による自転車用ヘルメット着用（努力義務）の周知や、中高生を対象とした自転車走行ルールを習得するための指導に努めます。

交通安全指導の実施

これまでの成果と課題

交通指導員等による通学路における児童への立哨指導や街頭啓発指導のほか、中高生を対象とした自転車走行ルールの啓発や、PTA・千歳っ子見守り隊と連携した交通事故防止の徹底を図っています。

今後の取組

引き続き交通指導員等を配置し、四季の交通安全運動期間の活動に加え、小学校や地域と連携しながら、各年齢層に応じた交通安全意識の向上や交通ルールなどを習得する指導・啓発を行い、交通事故防止の徹底を図ります。

緊急避難所「子ども 110 番の家」指定事業の充実

これまでの成果と課題

児童生徒が不審者などに遭遇したときに助けを求めて駆け込める場所として、各小学校が校区内にある住宅や店舗などに協力を依頼し、緊急避難場所「子ども 110 番の家」として指定しています。

登下校時などにおける児童生徒の安全確保を充実させるためには、学校や行政だけではなく、日常的に児童生徒に接することができる地域も一丸となって対応していくことが必要です。

今後の取組

今後も各小学校区内で指定している場所の見直し点検を行い、児童生徒、家庭、地域住民などに周知するとともに、地域の中で協力を呼びかけ、避難場所の拡充など事業の充実を図ります。

千歳っ子見守り隊支援事業の実施

これまでの成果と課題

登下校時における児童生徒の安全確保を充実させるためには、学校や行政だけではなく、日常的に児童生徒に接することができる地域住民も一丸となって対応していくことが必要です。

P T A や町内会などが、地域のボランティア活動として、各小学校区に「千歳っ子見守り隊」を結成し、子どもたちが安全に安心して登下校ができるよう、立哨、巡回活動を実施しています。

今後の取組

学校と地域、保護者などが共通理解と連携を深め、地域全体で児童生徒を見守る効果的な取組として、今後も事業を継続して実施します。

不審者情報携帯メール配信事業の実施

これまでの成果と課題

不審者情報の発信については、各関係機関に F A X で周知するほか、市のホームページに掲載しています。

また、希望する市民には携帯電話を利用した不審者情報メールの配信を実施しており、外出先等においても情報が得られることで、不審者に迅速に対処することができます。

今後の取組

今後も市民に対する周知を図り、メール配信登録者の拡大に努めます。

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭への支援



基本施策	具体的施策	指標	掲載頁	所管課
(1)児童虐待防止対策の充実	「子ども家庭総合支援拠点」の運用		132	こども家庭課
	「要保護児童地域ネットワーク協議会」による連携		132	こども家庭課
	「おやおや安心サポートシステム」の推進 ▲	○	133	こども家庭課
	「子育てスキルアップ講座」の実施	○	133	こども家庭課
	養育支援訪問ヘルパー派遣による児童虐待防止対策の推進		134	こども家庭課
	虐待予防母子保健の充実		134	母子保健課
	児童虐待対応マニュアル等の作成・配布による普及啓発		135	こども家庭課
(2)心のケアを必要とする子どもへの支援の充実	教育相談の充実		135	青少年課(教委)
	学校適応指導教室「おあしす」の充実		136	青少年課(教委)
	里親制度の普及		136	こども家庭課
(3)ひとり親家庭の自立支援の充実	母子・父子自立支援員による相談体制の充実		137	こども家庭課
	母子家庭等日常生活支援事業の実施		137	こども家庭課
	児童扶養手当制度の実施		137	こども家庭課
	ひとり親家庭等医療費助成事業の実施		138	国保医療課
	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業の推進 ★		138	こども家庭課
	学習支援事業「ちとせ学習チャレンジ塾」の実施		138	福祉課
(4)障がいのある子等への支援の充実	障がいのある子のための「インクルージョン保育」の推進 ▲		139	こども療育課
	児童発達支援センターの設置等による地域支援の充実	○	140	こども療育課
	居宅訪問型児童発達支援事業の実施 ☆		141	こども療育課
	特定教育・保育施設等の障がいのある子等の受け入れに対する支援		141	こども政策課
	幼稚園における特別支援教育の促進		141	こども政策課
	小学校における特別支援教育・交流及び共同学習の充実		142	学校教育課(教委)
	学童クラブにおける障がいのある子の入所の推進		142	子育て総合支援センター
	特別児童扶養手当等制度の実施		142	こども家庭課
	重度心身障害者医療費助成事業の実施		143	国保医療課
	障害福祉サービスの実施		143	障がい者支援課
(5)子育て家庭への経済的支援の充実	児童手当制度の実施		143	こども家庭課
	特定教育・保育施設等の保護者の負担軽減の拡充		144	こども政策課
	幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児受入事業の実施		144	こども政策課
	就学援助制度の実施		144	学校教育課(教委)
	特定教育・保育施設等が徴収する副食費の助成事業の実施		145	こども政策課
	乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の実施 ▲		145	こども家庭課
	不妊治療費・不育症治療費助成事業の実施 ★ ▲		145	母子保健課

「具体的施策」欄の ▲は『主要施策』、☆は『新規事業』、▲は「千歳市子ども・子育て会議」からの意見、☆は「千歳市子育てママ応援会議」からの意見を反映させたもの

(1) 児童虐待防止対策の充実

「子ども家庭総合支援拠点」の運用

これまでの成果と課題

児童福祉法改正に基づき、平成 29 年 4 月に道内自治体の第 1 号として、「千歳市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、そのほかの必要な支援を行っています。

今後の取組

子ども家庭支援全般から、要支援・要保護児童及び特定妊産婦等への支援など、「子ども家庭総合支援拠点」の中核機関を担う家庭児童相談室が中心となり、千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会をはじめとする関係機関・団体と連携をしながら、「子ども家庭総合支援拠点」の運用に努めます。

「要保護児童地域ネットワーク協議会」による連携

これまでの成果と課題

児童福祉法に基づき、平成 17 年 9 月に設置された千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会の構成員（児童相談所、保健所、警察署、民生委員児童委員、小中学校、認定こども園等）と連携し、児童虐待の早期発見や未然防止、適切な保護に向けた対応を行っています。

要保護児童地域ネットワーク協議会では、代表者会議、年数回の実務者会議、必要に応じて個別のケース検討会議を行っているほか、関係機関の資質向上のための研修会を開催しています。

また、平成 29 年度から「子ども家庭総合支援拠点」の設置に併せ、新たに要保護児童地域ネットワーク協議会の調整を担当する専門官（児童相談所長経験者）を配置し、体制を強化しました。

今後の取組

複雑化・多様化する児童養育の問題に対し、児童虐待等の未然防止や早期発見を図るため、関係機関との連携により、それぞれの役割を踏まえた複合的な対応に努めます。

また、関係機関の実務者向け研修会や児童虐待防止に関する講演会を開催し、実務者の資質向上及びより一層の啓発活動を展開し連携の強化を図ります。

「おやおや安心サポートシステム」の推進 ▲

これまでの成果と課題

就学前児童の虐待は重篤な事故につながる場合があります、児童虐待の発生予防対策の充実や不適切な養育を改善する取組を強化する必要があります。

本市では「おやおや安心サポートシステム」として、認定こども園等教育・保育施設の在園児を対象に、千歳市独自の経過観察票を用いて児童や保護者の様子を確認し、不適切な養育が疑われる親子がいた場合には、要保護児童地域ネットワーク協議会の個別ケース検討会議を実施し、地域の支援を活用しながら虐待の予防に取り組んでいます。

今後の取組

「子ども家庭総合支援拠点」の支援活動の一環として、今後も「おやおや安心サポートシステム」を運用し、認定こども園等教育・保育施設と地域の保健所・母子保健担当機関の協働のもとに、発生予防の段階から情報を共有し、援助方針等を検討することにより、児童虐待の未然防止とともに地域の支援力を高める取組を推進します。

「子育てスキルアップ講座」の実施

これまでの成果と課題

暴力を伴ったしつけは、子どもに親への恐怖感を与え、子どもの成長に大きな影響を持つ親子関係にダメージを与え、様々な問題行動の原因になるといわれています。市は、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる方法を身につける、学習プログラムを用いた講座を開催しています。平成 25 年度から相談ケースの家庭を対象に個別対応も行っています。

また、平成 30 年度からは、市提案型協働事業として子育て支援団体と協働で実施しています。

今後の取組

今後も子ども家庭総合支援拠点の児童虐待防止対策の一環として、どなたたり、たいたりせずにしつけができる方法の「子育てスキルアップ講座」を市民協働プロモーション事業として実施します。

また、講座の実施に際しては、令和元年 10 月に作成した「千歳市児童虐待対応マニュアル（市民版）」を配布し、児童虐待防止の周知啓発に努めます。

養育支援訪問ヘルパー派遣による児童虐待防止対策の推進

これまでの成果と課題

児童虐待は、養育者の子育てに対する不安や孤立感、養育能力の未熟さを要因として発生すると考えられます。養育支援訪問事業として養育支援ヘルパーによる家事支援を行うことで、養育者の悩みを受け止め、心身の負担を軽減するなど、生活環境を支援することにより児童虐待の未然防止に努めています。

今後の取組

要支援家庭について、要保護児童地域ネットワーク協議会個別ケース検討会議において家事支援の必要性を検討し、養育改善が必要な家庭や虐待の恐れがあると判断された家庭に対し、養育支援ヘルパーを派遣することによる適切な養育環境の確保に努めます。

虐待予防母子保健の充実

これまでの成果と課題

赤ちゃん訪問、乳幼児健診において、母親の不安や乳幼児への不適切な育児状況を把握するためのスクリーニング（アンケート）を実施し、虐待等の問題が深刻になる前から早期支援に努めています。

また、養育支援事業として、保健師による家庭訪問や、臨床心理士による育児講座を開催し、自分の育児について自信が持てるよう働きかけを行っています。

今後の取組

今後も母親の子育て不安や自己解決能力などの状況を早期に把握し、保護者に対する支援を行い、虐待予防に努めます。

また、支援を必要とする保護者への関わり方について関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

児童虐待対応マニュアル等の作成・配布による普及啓発

これまでの成果と課題

本市では、子どもに関わる地域の関係機関が児童虐待に関する理解を深め、子どもや保護者と日々の関わりの中で、虐待の発生予防や早期発見を意識し、迅速・的確な対応に活用することを目的に、平成 30 年 12 月に「千歳市児童虐待対応マニュアル」を作成するとともに、「マニュアル活用講座」を開催し、児童虐待防止の普及啓発に努めています。

また、令和元年 10 月には、子どもに関わる関係機関のみならず、広く市民に児童虐待への理解を深めてもらうことを目的に「千歳市児童虐待対応マニュアル(市民版)」を作成し、さらなる普及啓発に努めています。

今後の取組

今後も、本マニュアルの活用による児童虐待防止の取組を推進するとともに、令和 2 年 4 月の児童虐待防止法の改正による、「親の体罰禁止」の厳格化に伴い、保護者や地域への児童虐待に関する啓発物品の配布や、11 月の児童虐待防止推進月間でのイベントの開催などの取組を通じ、児童虐待の発生予防や早期発見への普及啓発を強化します。

(2) 心のケアを必要とする子どもへの支援の充実

教育相談の充実

これまでの成果と課題

いじめ・不登校・問題行動等の要因が多様化、複雑化してきている中で、初期対応が遅れた場合や、適切な対応がなされなかった場合などに、問題がより深刻化するケースがでています。

児童生徒が安心できる校内環境をつくるためには教育相談だけではなく、専門的な指導・助言が可能なスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や、日常的な児童との関わりから未然防止の効果が高い心の教室相談員の配置が必要となっています。

今後の取組

社会環境の変化に伴う児童生徒、保護者の悩み、不安などを解消するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの効果的な活用を図り、学校だけではなく各関係機関との協力・連携に努め、教育相談業務の充実を図ります。

学校適応指導教室「おあしす」の充実

これまでの成果と課題

不登校は、児童生徒の心の問題や家庭環境など様々な問題が絡み合い、学校による対応だけでは解決が難しい事例が増加しています。

不登校問題は、学校だけではなく教育委員会、家庭、関係機関が連携し支援体制の充実を図ることで、不登校の早期解決や引きこもり状態から一歩を踏み出せることから、不登校児童生徒の居場所づくりのため、適応指導教室の開設が必要となります。

今後の取組

今後も適応指導教室「おあしす」を継続し、不登校等の問題を抱える児童生徒の実情を把握した上で、適応指導教室を拠点とし、学校や関係機関、家庭と連携を図りながら学校復帰に向けた適切な指導支援体制の充実を図ります。

里親制度の普及

これまでの成果と課題

様々な事情により家庭で生活することが困難な子どもたちを支援するため、里親制度について広く周知し、里親登録者の確保を図るため、広報ちとせへの啓発記事の掲載、PRポスターの掲示をはじめ、家庭児童相談業務において、関係者に制度の説明・奨励を行っています。

今後の取組

近年、子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化し、養育困難な家庭や児童虐待が増大しています。様々な事情で社会的養護が必要な児童を、より家庭的な環境で心身ともに健やかに育てることを目的に、里親制度を所管する北海道中央児童相談所と連携しながら、里親制度の普及に努めます。

(3) ひとり親家庭の自立支援の充実

母子・父子自立支援員による相談体制の充実

これまでの成果と課題

ひとり親家庭の経済的な自立を図るため、母子・父子自立支援員 2 名を配置し、年間約 1,400 件の自立支援等の各種相談業務を行い、実態に合わせ自立の促進に向けた総合的・継続的な対応を行っています。

このほか、母子・父子の就労や児童の就学時に必要な各種資金の貸付を行う「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度」の相談及び申請の受付なども行っています。

一方で、離婚の際に養育費の取り決めをしないで、貧困に陥るという現状があることから、養育費に関する相談対応の強化を図る必要があります。

今後の取組

ひとり親家庭の実情を的確に把握し、早期の自立が図られるよう関係機関との連携を強化し、情報提供や指導、求職活動に関する支援など総合的な相談業務をはじめ、全国的に課題となっている養育費の取り決めを含めた離婚前の相談対応の強化を図るなど、相談体制の充実に努めます。

母子家庭等日常生活支援事業の実施

これまでの成果と課題

ひとり親家庭の保護者等が出張、疾病などの理由により日常生活に支障がある場合、安心して子育てをしながら生活することができるよう、一時的に家庭生活支援員（ホームヘルパー）を派遣し、乳幼児の世話、住居の掃除、買い物、調理などを行っています。

今後の取組

事業の円滑かつ有効的な運用を促進するため、制度の趣旨や具体的な支援内容を関係機関と連携することで広く周知し、事業の充実を図ります。

児童扶養手当制度の実施

これまでの成果と課題

父母の離婚や未婚での出産などによるひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し、児童福祉の増進を図るため、手当を支給しています。

今後の取組

ひとり親家庭の経済的な自立を図るためには、児童扶養手当等による経済支援施策が重要であることから、離婚届の提出時や離婚前相談の際に、母子・父子自立支援員による相談・各種制度の説明・助言などを行うとともに、手当支給の対象となるひとり親世帯の的確な状況把握に努めます。

ひとり親家庭等医療費助成事業の実施

これまでの成果と課題

原則 18 歳までの児童の入院・通院に対し、親は入院のみに対して医療費の助成を行っています。また、小学校就学前及び住民税非課税世帯には全額助成(初診時一部負担金を除く)、住民税課税世帯の小学生以上の児童と親には医療費の 2 割を助成しています。

今後の取組

今後も健康の保持と福祉の増進を図るため、継続して事業を実施します。

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業の推進 ★

これまでの成果と課題

母子家庭及び父子家庭の経済的な安定と自立に向け、適職に就くために必要な技術や資格を取得するための就労支援策として、指定された教育訓練講座を受講し修了した場合に、費用の一部を支給しています(自立支援教育訓練給付金)。

また、看護師、保育士等の経済的自立に効果的な資格を養成機関で 1 年以上修業して取得する場合に、国が定める額に準ずる修業期間中の生活費を支給しています(高等職業訓練促進給付金)。

「千歳市子ども・子育て支援アンケート調査」結果では、ひとり親家庭の半数以上が 250 万円未満の世帯であったことから、ひとり親家庭の自立に向けて、さらなる事業の推進が必要です。

今後の取組

今後も事前相談において就業に結びつきやすい資格取得へ向けた助言等を行うとともに、利用者の体験談を載せたリーフレットを活用し、事業内容を広く周知するなど、利用促進に向けた取組を強化します。

また、養成機関での受講中における母子家庭及び父子家庭の生活の安定を図るため、北海道の母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用を含めた支援を行います。

学習支援事業「ちとせ学習チャレンジ塾」の実施

これまでの成果と課題

生活困窮世帯(生活保護世帯・ひとり親世帯等)の中学生・高校生に対し、自主的に学べる場を提供し、高等学校進学及び卒業に向けた継続的な学習支援を通じて、貧困の連鎖を断ち切り、将来へ希望を持って就学及び就労できるようにすることを目的に、平成 27 年度に学習支援事業「ちとせ学習チャレンジ塾」を開催し、30 名から 40 名の中学生・高校生を支援しています。

今後の取組

今後も学習支援ボランティアを継続的に確保し、支援内容のさらなる充実を図り、事業の安定した実施に努めます。

(4) 障がいのある子等への支援の充実

障がいのある子のための「インクルージョン保育」の推進 ▲

これまでの成果と課題

本市では、教育・保育施設等において、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある子の個性を尊重し育む、「インクルージョン保育」を平成 27 度から導入し、療育専門職が教育・保育施設を訪問する「訪問療育支援（保育所等訪問支援事業）」や、「こども相談みにくる（巡回支援事業）」等の支援事業に取り組んでいます。

また、「こども相談みにくる」については、教育・保育施設のほか、平成 29 年度からは学童クラブ、平成 30 年度からは小規模保育所を支援対象施設に加えるなど、障がいの早期発見・早期対応への取組を強化しました。

今後の取組

今後も、教育・保育施設等での障がいのある子の受け入れの円滑化や、発達障がいの早期発見・早期対応につなげるための「インクルージョン保育」を推進し、児童一人ひとりに寄り添うきめ細やかな療育支援に努めます。

また、本市の保育ニーズの増加に伴う保育施設等の増設にあわせ、「こども相談みにくる」の訪問施設の範囲拡大に取り組めます。

児童発達支援センターの設置等による地域支援の充実

これまでの成果と課題

心身の発達に心配がある乳幼児や障がいのある乳幼児とその保護者等に対して、こども発達相談室が子どもの発達に関する不安や育児に関する相談など継続支援を行うほか、こども通園センターでは、子どもの発達状況に応じた療育支援を実施しています。

また、平成 27 年度に、こども通園センターの利用者を対象とした総合相談窓口を設置し、子育てなどに悩みを持つ保護者への支援を行っています。

また、平成 30 年 4 月の児童福祉法改正に伴い、市町村は、国の基本指針に基づき「障がい児福祉計画」を新たに策定することとなり、本市においては、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間を期間とする「第 1 期千歳市障がい児福祉計画」を策定しています。

国の基本指針に基づく本市の新たな事業として、平成 30 年度末までに「医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置」や、令和 2 年度末までに「児童発達支援センターの設置」などについて取り組んでいます。

取組状況としては、平成 31 年 3 月に「千歳市医療的ケア児支援協議会」を創設し、市内の医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制を構築するとともに、令和元年 7 月からは、重度の障がい等のために外出が困難な子どもを対象とする「居宅訪問型児童発達支援事業」を試行的に実施するなど、重度の障がいを持つ児童への支援の充実を図りました。

今後の取組

「こども通園センター」で実施している、児童発達支援事業や訪問療育支援事業（保育所等訪問支援）及び「千歳市指定障害児相談支援事業所」で実施している、障害児相談支援事業などのほか、居宅訪問型児童発達支援事業の療育支援事業を一体的に行う、「児童発達支援センター」を令和 2 年 4 月に開設し、相談から発達支援、保育所等における療育支援体制を強化するほか、関係事業所や関係機関との連携をさらに密にし、療育支援の拠点化に取り組めます。

さらに、「こども通園センター」から「児童発達支援センター」への移行にあわせ、利用児童の給食や保護者への食事指導について、これまでの手法に味覚、視覚、聴覚及び嗅覚などの感覚が過敏な発達障がい等の子への対応を加えた食事指導を「わくわく給食」と称し、「児童発達支援センター」を利用する子どもの食欲の向上や偏食の改善などに取り組めます。

また、「児童発達支援センター」への移行に伴う利用料の増額分については、市が独自に軽減し、保護者の負担緩和に努めます。

居宅訪問型児童発達支援事業の実施 ☆

これまでの成果と課題

医療的ケアが必要な子どもや、重度の障がいがあるため外出が著しく困難な子に対し、市では令和元年7月から居宅訪問型児童発達支援事業を試行的に実施し、職員体制の整備や専門的知識の習得、対象児童の把握などに取り組んでいます。

今後の取組

令和2年度から、居宅訪問型児童発達支援事業を本格実施し、重度な障がいのある児童に対する、自宅での適切かつ効果的な療育支援の提供体制整備に努めます。

特定教育・保育施設等の障がいのある子等の受け入れに対する支援

これまでの成果と課題

本市は、障がいの有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指すインクルージョン保育の考えに基づき、教育・保育施設等での障がいのある子の受け入れを推進してきました。一方で、発達障がいなどで特別な支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、各施設での障がいのある子の受け入れは飽和状態にあります。

今後の取組

子ども・子育て支援法では、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目的としていることから、障がいのある子など、特別な支援が必要な場合も、他の障がい児施策等と連携を図りながら、教育・保育施設等での受け入れを進めていく必要があります。

今後も障がい児保育補助事業などを引き続き実施し、対象施設の拡充を図るなど、障がいのある子どもの受け入れを促進します。

幼稚園における特別支援教育の促進

これまでの成果と課題

従来、幼稚園に対しては、国の私学助成に基づく特別補助（特別支援教育経費）により財政支援が行われてきたほか、さらに市は、障がいのある子を受け入れた幼稚園に対する補助事業を実施し、幼稚園の財政的負担を軽減するとともに、特別支援教育の促進を図ってきました。

今後の取組

特別支援教育のニーズの高まりに対応するため、今後も引き続き幼稚園に対する補助事業を実施し、適切な教育環境の整備を促進します。

小学校における特別支援教育・交流及び共同学習の充実

これまでの成果と課題

特別な教育的支援を必要とする児童生徒を的確に把握し、将来、自立や社会参加ができるよう、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、病弱・身体虚弱についての校区を「鉄北地区」、「鉄南地区」、「向陽台地区」の3ブロックに分け、児童生徒一人ひとりの障がいに応じた特別支援教育の体制整備を推進してきました。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒数は増加しており、特別支援学級の柔軟な配置や、通常学級との交流及び共同学習の充実が求められています。

今後の取組

対象児童生徒数の増加に対応した特別支援学級配置の検討を行うほか、研修等による教職員の知識、技能の向上を目指し、個別の教育的ニーズに応じた指導体制の充実に努めます。

学童クラブにおける障がいのある子の入所の推進

これまでの成果と課題

集団保育や日々の通所が可能な軽度の障がいがある子については、市内の全学童クラブでの受け入れを行っていますが、近年、発達障がい傾向の児童が多くなっていることから、さらなる職員の資質向上、専門的な知識の習得を図る必要があります。

今後の取組

一人ひとりの障がいや発達状況に合わせた対応を実践できるよう、各種研修などを通じて職員の資質向上、専門的な知識の習得を図るとともに、「こども相談みにくる」の巡回支援の活用や、学校等関係機関、市内の障害児通所支援事業所との連携を強化します。

特別児童扶養手当等制度の実施

これまでの成果と課題

障がいのある子や家族などへの経済的な援助と児童福祉の増進を目的として、身体や精神に一定程度の障がいのある満20歳未満の子の養育者を対象に特別児童扶養手当を、重度の障がいがあり在宅で日常生活を送るために常時介護を必要とする児童に障害児福祉手当を支給しています。

今後の取組

いずれの手当も、支給を受けるために認定請求手続きを行う必要があります。認定資格があるにも関わらず制度を知らないために支給を受けられないことがないよう、相談対応の際の制度説明、関係機関等への福祉サービスカイドブック等のパンフレット作成や配布、広報ちとせでの情報提供など様々な機会を通じ制度の理解促進と周知を行い、円滑な制度利用を図ります。

重度心身障害者医療費助成事業の実施

これまでの成果と課題

身体障害者手帳の 1 級・2 級・3 級で内部疾患の方及び療育手帳 A 判定の方の入院・通院、精神保健福祉手帳 1 級の方の通院に対して助成を行い、医療費負担の軽減を図っています。

小学校就学前及び住民税非課税世帯には全額助成（初診時一部負担金を除く）、住民税課税世帯の小学生以上には医療費の 2 割を助成しています。

今後の取組

今後も健康の保持と福祉の増進を図るため、継続して事業を実施します。

障害福祉サービスの実施

これまでの成果と課題

本市では人口の増加に伴い、障がいのある人の増加が見込まれており、多様なニーズに対応した障害福祉サービスや地域生活支援事業などのサービス提供体制の確保に努める必要があります。

また、学齢児から成人までの障がいのある人やその家庭、介助者等が抱える様々な問題の相談窓口である「千歳市障がい者総合支援センター C h i p（ちっぷ）」における、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活支援等の専門的な助言などの相談支援体制づくりの強化を図るとともに、相談事業の認知度を高めていく必要があります。

今後の取組

「千歳市障がい者総合支援センター C h i p（ちっぷ）」を中心とした情報発信機能の強化に努めます。

また、市内の障害福祉サービス事業者等で構成する「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を中心に関係機関等と連携し、障がいのある子について、本計画に掲げる個別施策以外の施策を含む「千歳市障がい者計画・千歳市障がい福祉計画・千歳市障がい児福祉計画」の推進により、高度・多様化するニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。

（ 5 ）子育て家庭への経済的支援の充実

児童手当制度の実施

これまでの成果と課題

児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、中学校修了前までの児童を養育する父母等に対し、国が定める額により手当を支給します。

今後の取組

今後も国の制度改正等の動向を注視しながら、制度の周知や申請手続等の事務処理の円滑化に努めます。

特定教育・保育施設等の保護者の負担軽減の拡充

これまでの成果と課題

従来、国では1号・2号・3号認定子どもの保育料について徴収基準額を定めていますが、市はこれを細分化して保護者負担の公平化を図ってきました。

そのほか、本市は、平成 29 年度から北海道の補助制度を活用し、3号認定子どもについては市民税の所得割額が 16 万 9 千円未満の世帯の第 2 子以降の子どもの保育料を無償としているほか、市独自の保育料軽減策として、住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償としています。

今後の取組

令和元年 10 月からの「幼児教育・保育の無償化」により、3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償となりましたが、3歳未満の子どもについては、住民税課税世帯の子どもは無償化の対象とならないことから、今後も事業を継続し負担軽減に努めます。

幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児受入事業の実施

これまでの成果と課題

保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図ることを目的として、国の基準に準じて「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児受入」事業を実施し、幼児教育の充実を図っています。

今後の取組

「幼児教育・保育の無償化」により、本事業の基準となる就園奨励費助成制度は廃止となりましたが、今後も就園を希望する幼児が適切な教育を受けられるよう、保護者の経済的負担の軽減を図るため、事業内容を見直した上で継続して事業を実施します。

就学援助制度の実施

これまでの成果と課題

経済的に就学が困難な小中学生の保護者に対し、学用品や給食費などの一部を助成しています。家庭の経済状態に左右されることなく、児童生徒の就学を保障するため、保護者負担の軽減を図るとともに、修学への意欲・能力がある者の教育の機会均等を確保する必要があります。

今後の取組

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、適切かつ迅速な就学支援に努めます。

特定教育・保育施設等が徴収する副食費の助成事業の実施

今後の取組

小中学生の保護者に対する「就学援助制度」の実施と同様に、就学前の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合に、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、施設等に対して保護者が支払うべき給食費(副食費)を助成する事業を実施するほか、特定教育・保育施設等の利用に必要な費用などを助成する事業の実施について検討します。

乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の実施 ▲

これまでの成果と課題

紙おむつ用の有料ごみ袋の購入が負担となっている子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成 19 年 10 月から毎年 4 月 1 日を基準日として、3 歳未満の乳幼児 1 人につき、有料ごみ袋(燃やせるごみ用袋:20 リットル)100 枚と子育てに有用な情報を掲載したパンフレットを同封して、対象世帯へ全戸配布により支給しています。

今後の取組

今後も子育て世帯への支援の一環として、配布方法の見直しを検討しながら、継続して事業を実施します。

不妊治療費・不育症治療費助成事業の実施 ★ ▲

これまでの成果と課題

千歳で子どもを生み育てたいと願う夫婦の経済的負担を軽減し、安心して治療に挑むことができる環境を整備するため、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)・男性不妊治療について、北海道の助成制度に上乘せする形で費用の一部を助成し、一般不妊治療(人工授精)は、市が独自に治療費の一部を助成しています。

今後の取組

2 回以上の流産・死産・早期新生児死亡を繰り返す場合の不育症は、治療費が高額で経済的負担が大きいことから、北海道の助成制度を上乘せして費用の一部を助成する取組を実施します。

不妊治療や不育症の治療について周囲の理解が得られるよう、社会全体に啓発するとともに、治療者が安心して治療に取り組めるよう、相談窓口となっている保健所等との連携に努めます。

基本目標 5 人口 10 万人のまちづくりを目指す 「子育てするなら、千歳市」の推進



基本施策	具体的施策	指標	掲載頁	所管課
(1)子育てしやすいまちづくりを通じた人口増の推進	もう 1 人子どもを生み育てたいと思える施策の展開		147	こども政策課ほか
	「子育てするなら、千歳市」のブランディングの推進		148	こども政策課
	「ランドセル来館」事業の推進 (再掲)		148	子育て総合支援センター
	ちとせ子育て特典カード事業の推進 ▲ (再掲)	○	148	こども政策課
	子育てに関する総合情報発信の拡充 (再掲)	○	148	こども政策課
	ちとせ版ネウボラ(こども・妊婦ネウボラ)の充実 ▲ (再掲)	○	148	母子保健課
	特定教育・保育施設の充実 ▲ (再掲)	○	148	子ども政策課
	「いいお産の日 in ちとせ」の実施 ▲ (再掲)	○	149	こども政策課 子育て総合支援センター
	「ちとせ子育てコンシェルジュ」事業の推進 ▲ (再掲)		149	子育て総合支援センター
	「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施 ★ ▲ (再掲)	○	149	こども政策課

「具体的施策」欄の は『主要施策』、 は『新規事業』、▲は「千歳市子ども・子育て会議」からの意見、 ★ は「千歳市子育てママ応援会議」からの意見を反映させたもの

(1) 子育てしやすいまちづくりを通じた人口増の推進

もう 1 人子どもを生み育てたいと思える施策の展開

これまでの成果と課題

「平均年齢が道内で一番若いまち」の本市においても少子化の進行は例外ではなく、出生数や合計特殊出生率は年々減少の傾向にあります。

子育て家庭が「千歳市で子育てしたい、もう一人子どもを生み育てたい」と思える施策や、転入した子育て世帯が孤立することなく、子育てを楽しめる環境づくりの推進は喫緊の課題であり、このことは子育て世代の移住や定住促進にもつながります。

平成 30 年度に実施した「子ども・子育て支援アンケート」において、「もう一人子どもを産むためにためらうことや、心配なこと」の質問に対し、「経済的な理由」、「年齢的な理由」、「今いる子どもの子育てで手いっぱい」、「心理的理由」が多く占めており、これらの不安を取り除くことが少子化対策や人口増加にもつながるものと考えています。

今後の取組

子どもを生み育てたいと望む家庭が、理想とする子どもの数を産むことができる社会の実現を目指すとともに、子育て世代から選ばれる子育てにやさしいまちづくりを推進するため、市の独自施策である、「不妊治療費の助成」、「教育・保育施設等の保護者負担の軽減」、「乳幼児紙おむつ用ごみ袋の支給」などの経済的な支援や、「子育てコンシェルジュによるママサポート」、「ちとせ版ネウボラ」、「転入親子ウエルカム交流ツアー」などの子育ての孤立や不安の軽減、「男性の育児講座」、「イクボスの普及啓発」、「父親同士の活動や交流の機会創出」などの母親のワンオペ育児の解消を促進し、「子育てするなら、千歳市」の子育て支援施策の充実強化に取り組みます。



「子育てするなら、千歳市」のブランディングの推進

これまでの成果と課題

平成 26 年度より、ブランドネームを「子育てするなら、千歳市」と掲げ、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援をするための先進的な施策や地域特性を生かした事業を展開し、「子育てするなら、千歳市」と感じてもらえるようなプロモーション活動を実施しています。

これまで、市のホームページや地域情報誌などによる P R 手法のほか、令和元年度からは、子育て支援団体との協働事業として S N S などを活用した情報発信「ママから n e t .」による P R 活動を実施しています。

このほか、令和元年 11 月に採択した、「千歳市子育てママ応援会議」による“みんなで子育て応援宣言”(164 ページ参照)を市内外に発信し、市民協働による「子育てにやさしいまち」の実現に取り組んでいます。

今後の取組

今後も、“子育て世代に選ばれるまち”を目指し、本市の子育て支援施策を市内外に広く P R するため、子育て環境の変化と時代の潮流を踏まえた効果的なブランディング事業を検討し、「子育てするなら、千歳市」の魅力のある情報発信に努めます。

「ランドセル来館」事業の推進 (再掲)

95 ページの再掲

ちとせ子育て特典カード事業の推進 ▲ (再掲)

104 ページの再掲

子育てに関する総合情報発信の拡充 (再掲)

110 ページの再掲

ちとせ版ネウボラ(こども・妊婦ネウボラ)の充実 ▲(再掲)

116 ページの再掲

特定教育・保育施設の充実 ▲ (再掲)

104 ページの再掲

「いいお産の日 in ちとせ」の実施 ▲ （再掲）

123 ページの再掲

「ちとせ子育てコンシェルジュ」事業の推進 ▲ （再掲）

123 ページの再掲

「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施 ★ ▲ （再掲）

124 ページの再掲

